

# 計画構成の再変更について

## 資料2

第3回策定検討委員会時点	変更案
<p>第1章「教育振興基本計画の策定にあたって」</p> <p>→計画策定の背景や趣旨、計画期間、計画の進捗管理等について</p> <p>第2章「社会状況の変化」★NEW!</p> <p>→国の計画で示している社会の現状や変化への対応について</p> <p>第3章「佐世保市の教育をめぐる現状と課題」</p> <p>→本市の教育を取り巻く課題について記載をする</p> <p>第4章「佐世保市の教育施策」</p> <p>→「佐世保市教育方針」「努力目標」の解説や、教育委員会の施策体系を図式化する</p> <p>第5章「佐世保市が取り組む施策」</p> <p>→第7次佐世保市総合計画後期基本計画の「施策」ごとに現状、課題、対応などを記載する</p> <p>資料編(用語集など)</p>	<p>第1章「教育振興基本計画の策定にあたって」</p> <p>→計画策定の背景や趣旨、計画期間、計画の進捗管理等について</p> <p>第2章「社会状況の変化」</p> <p>→国の計画で示している社会の現状や変化への対応について</p> <p>第3章「佐世保市の教育政策」★名称変更</p> <p>→「佐世保市教育方針」「努力目標」の解説や、教育委員会の施策体系を図式化する</p> <p>第4章「佐世保市が取り組む施策」★統合</p> <p>→第7次佐世保市総合計画後期基本計画の「施策」ごとに現状、課題、対応などを記載する</p> <p>資料編(用語集など)</p>

### 【前回お示した素案(旧素案)からの変更点について】

- 「上位計画である総合計画の項目に沿って現状と課題等を整理すべき」というご意見を参考に、構成について再検討を行いました。
- 再検討の結果、旧素案の第3章と第5章を統合することとし、各施策に紐づく事務事業ごとに現状や課題、第3期の振り返り等を記載することとしました。
- それに伴い、今回お示する素案の第4章について全体的に加筆、修正を行っております。

# 教育振興基本計画(第4期)策定検討委員会(第3回)での意見

資料2

No.	指摘・意見等	回答案(計画への反映)
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第3章と第5章で項目が違うのはどういう意図か ☞第3章で幼児期の教育及び学校教育における現状と課題としているならば第5章でも幼児期の教育及び学校教育における施策とすべきではないか</li> <li>●上位計画の項目に従って現状と課題も整理すべきではないか</li> <li>●計画として変わり映えしない</li> <li>●現状と課題があって、第3期にこういう手立てを打ったけど変わらなかったの第4期はこう変えますということに記載しなければ(第3期の効果検証)</li> <li>●第2章に社会状況の変化を加えたことはいいことであるが、第2章に記載されている課題等を佐世保市の施策に反映させていくのかを記載すべき。佐世保市ではどういうことを意味していて、解決するためにどういった施策をうっていきのかをわかるような形で示してほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●構成について再検討を行った結果、旧素案の第3章と第5章を統合することとし、各施策に紐づく事務事業ごとに現状や課題、第3期の振り返り等を記載することとしました。</li> <li>●それに伴い、今回お示しする素案の第4章について全体的に加筆、修正を行っております。</li> <li>●別紙「構成の変更」を参照</li> </ul>
2	<p>特別支援教育に対するニーズは右肩上がりという認識であるが今後支援員をどうしていくのか(人数の増減) ☞計画に特別支援教育に対するニーズが高まっていることを盛り込んでほしい</p>	<p>障がい児教育推進事業(21ページ)にて記載</p>
3	<p>現在の学校の状況(特別支援、不登校、いじめ)は危機的状況にあるという認識であるが、3期と4期素案を比較しても変わり映えがしていない</p>	<p>生徒指導充実事業(32ページ)にて記載</p>
4	<p>ICT教育にふれているが、情報リテラシー(危機管理、情報倫理)に対する書き込みが不足している</p>	<p>教育センター事業(22ページ)にて記載</p>
5	<p>第2章「社会状況の変化について」記載するのであれば、生成AIに関する記述があるのではないか</p>	<p>第2章「デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展」にて生成AIに関する記載を行いました。</p>

# 佐世保市教育振興基本計画(第4期) (素案)



令和6年3月

佐世保市教育委員会





# 目 次

## 第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の性格・範囲	4
4 計画の期間	4
5 計画の進捗管理	5

## 第2章 社会状況の変化

1 将来の予測が困難な「VUCA」の時代	6
2 デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展	6
3 少子化、人口減少、高齢化	6
4 ウェルビーイングの向上	7
5 18歳成年・こども基本法	7

## 第3章 佐世保市の教育政策

1 佐世保市総合計画におけるまちづくりの基本理念及び目標	8
2 教育政策にかかる基本方針について	10
3 佐世保市教育方針が示す理念	11
4 佐世保市教育方針が求める具体的対応	12

## 第4章 佐世保市が取り組む施策

(教育政策)	13
【施策1】学校教育の充実	14
【施策2】豊かな心を育むまちづくり	36
【施策3】生涯学習の充実	44
【政策を支える包括的な事務事業】	57
(子ども未来政策)	

【施策3】幼児教育・保育の充実 .....	69
-----------------------	----

## 資料編

用語の解説 .....	74
佐世保市教育振興基本計画(第4期)策定検討委員会委員名簿 .....	78
佐世保市教育振興基本計画(第4期)策定検討委員会への諮問書 .....	79
佐世保市教育振興基本計画(第4期)策定検討委員会からの答申書 .....	79

※資料編については作成中です

# 第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

本市教育委員会では、教育基本法の改正を機に、佐世保市教育方針の実現に寄与することを目的として、本市教育委員会に関連する施策全体を網羅した計画である「佐世保市教育振興基本計画」を策定しました。

〈教育基本法〉平成18年12月改正

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### (1)計画の策定状況

本市教育振興基本計画は、これまで、第1期を平成21年3月（平成21年度～24年度）に、第2期を平成25年3月（平成25年度～令和元年度）に、第3期を令和2年3月（令和2年度～令和5年度）に策定しています。

### (2)佐世保市教育大綱について

平成27年4月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、地方公共団体の長は、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することとなり、本市においても、平成27年9月に「佐世保市教育大綱」を策定し、令和5年10月に改定をしました。

〈地方教育行政の組織及び運営に関する法律〉平成27年4月改正

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

## 佐世保市教育大綱

### 基本理念

新しい時代を生き抜くためのたくましさや豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。

そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。

### 基本理念に基づく3つの目指す姿

#### ●目指す子どもの姿

すべての子どもたちが、幸せと生きがいを感じながら主体的に学び、未来を切り開くために必要な力を身につける。

##### 【実現に向けた取組】

- 誰一人取り残さず、すべての子どもたちの可能性を引き出すための教育を実現する観点から教育DXを推進し、誰もが等しく質の高い教育を受ける機会を確保する。
- 子どもたちが他者とのつながりの中でそれぞれのウェルビーイングを思いやることができるよう、教育環境を整備する。

#### ●目指す学校・教職員の姿

すべての子どもたちが多様性を認め合い、学ぶ喜びに満ちた、教職員にとって働きがいのある学校を実現する。

##### 【実現に向けた取組】

- 多様なニーズを有する子どもたちに対応するため、教職員に対して専門的なトレーニングと学びの機会を提供する。また、デジタル技術の利活用の推進による学習環境の充実を図る。
- 子どもたちのウェルビーイングを高めるためには、教職員のウェルビーイングを確保することが必要であることから、適切な労働環境の整備を図る。

#### ●目指す家庭・地域社会の姿

保護者や地域住民が連携し、共に人と人とのつながりを作り、学び支え合う社会を実現する。

##### 【実現に向けた取組】

- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などの多様な地域資源を活用し、持続可能な社会の実現に向けて更なる推進を図る。
- 地域住民のウェルビーイングの実現や継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境を整備する。また、多様な世代への情報提供や仲間とつながりながら学ぶことができる環境整備を図る。

## 2 計画の位置付け

佐世保市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて策定する、本市における教育振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

計画の策定にあたっては、国の第4期教育振興基本計画を参酌し、「第7次佐世保市総合計画」及び「佐世保市教育大綱」との整合性を図ります。

- (1) 教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- (2) 佐世保市が策定する全ての計画の最上位に位置する「第7次佐世保市総合計画」の教育に関する活動計画
- (3) 市長が定める教育政策の根本的な方針である「佐世保市教育大綱」と連動性を図る計画
- (4) 「佐世保市文化振興基本計画\*」をはじめ、「佐世保市スポーツ推進計画\*」、「第2期新させばっ子未来プラン\*」などの各計画と連携を図る計画

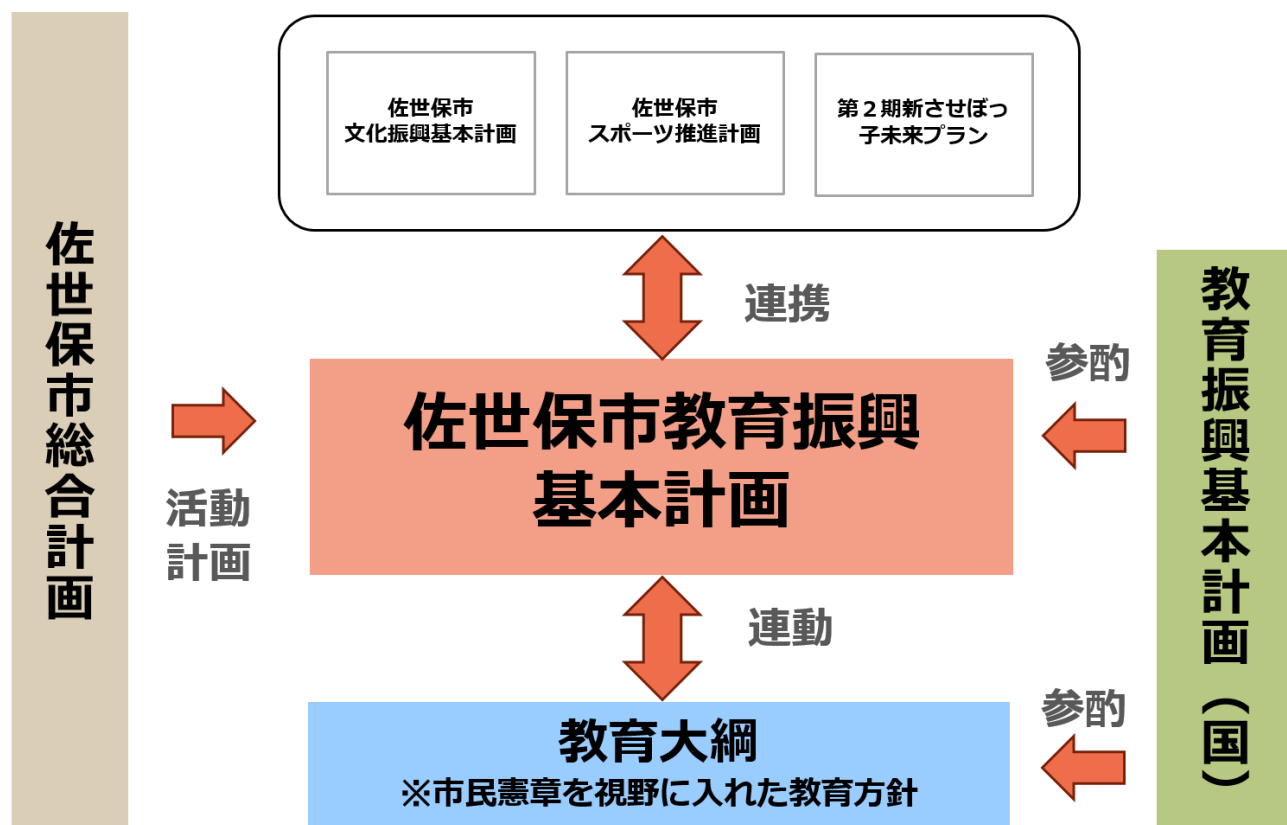
### i) 第7次佐世保市総合計画について

本市では、様々な社会情勢の変化に対応すべく、令和2年度から令和5年度までを前期計画期間、令和6年度から令和9年度までを後期計画期間とした「第7次佐世保市総合計画」(以下「第7次総合計画」とします。)を策定しています。

### ii) 国の「第4期教育振興基本計画」について

国においては、令和5年度に「第4期教育振興基本計画」を策定しました。この計画では、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング\*の向上」を総括的な基本方針の下、以下の5つの基本的な方針を定めています。

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会\*の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)\*の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話





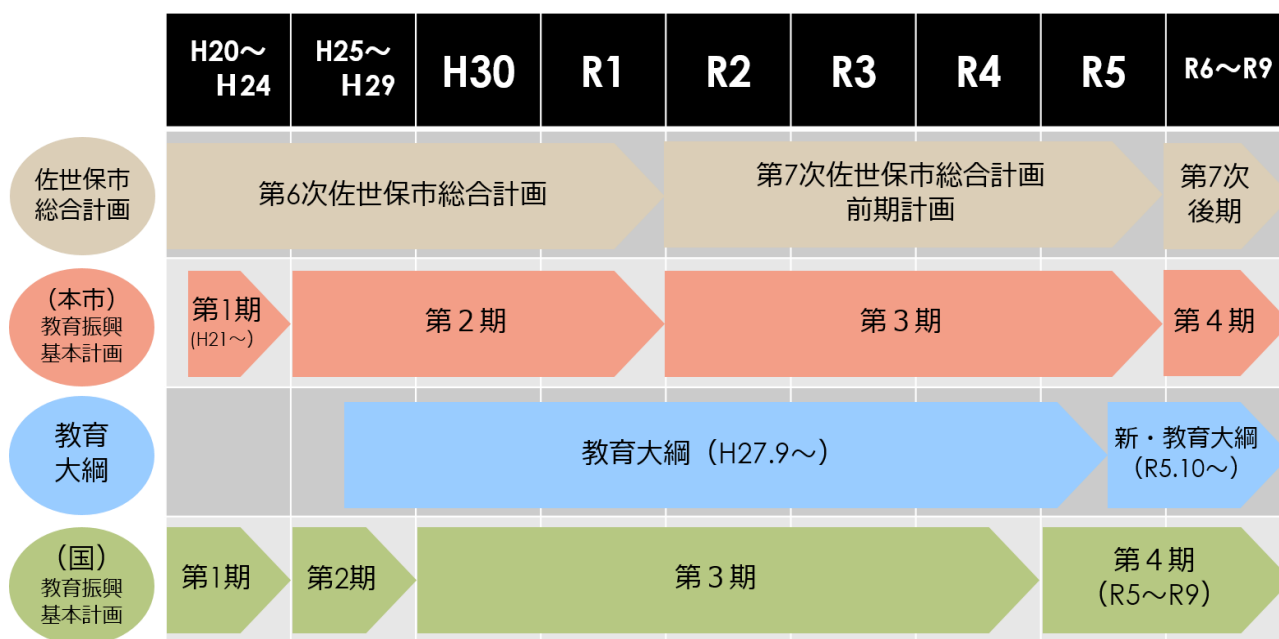
### 3 計画の性格・範囲

- (1) 本市教育委員会に関連する施策全体を網羅した計画であり、本市の教育行政推進の基本と位置づけます。
- (2) 第7次総合計画の教育分野の活動計画であり、また、教育は総合計画の全分野の根幹をなすことから、教育委員会が所管するもの以外の、各種の分野別計画との整合性を保ちながら事業の推進を図るものです。
- (3) 本計画に記載する内容は、固定されているものではなく、社会情勢の変化などに伴い変更の必要が生じた場合は、遅滞なく変更を行い、時宜に応じた教育の指針を示すものです。
- (4) 本計画が網羅する範囲は、基本的には、本市教育委員会が所管する施策の範囲とします。
- (5) 文化・スポーツに関する事務は令和6年度に市長部局へ移管したことを踏まえ、本計画の対象とはしませんが、個別の施策を推進するにあたり部局間の連携を重視して推進していくことを前提としています。

### 4 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和9年度までの4年間の計画とします。

なお、計画中に計上している社会指標\*及び KPI(重要業績評価指標)\*は、第7次総合計画との整合性を保つため、令和9年度までの目標値を掲載しています。



## 5 計画の進捗管理

### (1)教育委員会の自己点検及び評価

「教育委員会の自己点検及び評価」により本計画の進捗を管理します。

平成18年12月の教育基本法改正を受け、教育における国、教育委員会の責任を明確にし、保護者が安心して子どもを学校に預けうる体制を構築することを目的として、平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（通称：地教行法）が改正されました。この改正により、各教育委員会は、「教育委員会の自己点検及び評価」として、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすため、以下のことを外部の地見を活用しながら点検・評価し、議会に報告するとともに、市民に公表することとなりました。本市では佐世保市ホームページにて公表を行っています。

#### ① 教育委員会の活動状況

教育委員の活動状況を評価するもの。

#### ② 教育委員会が管理・執行する事務

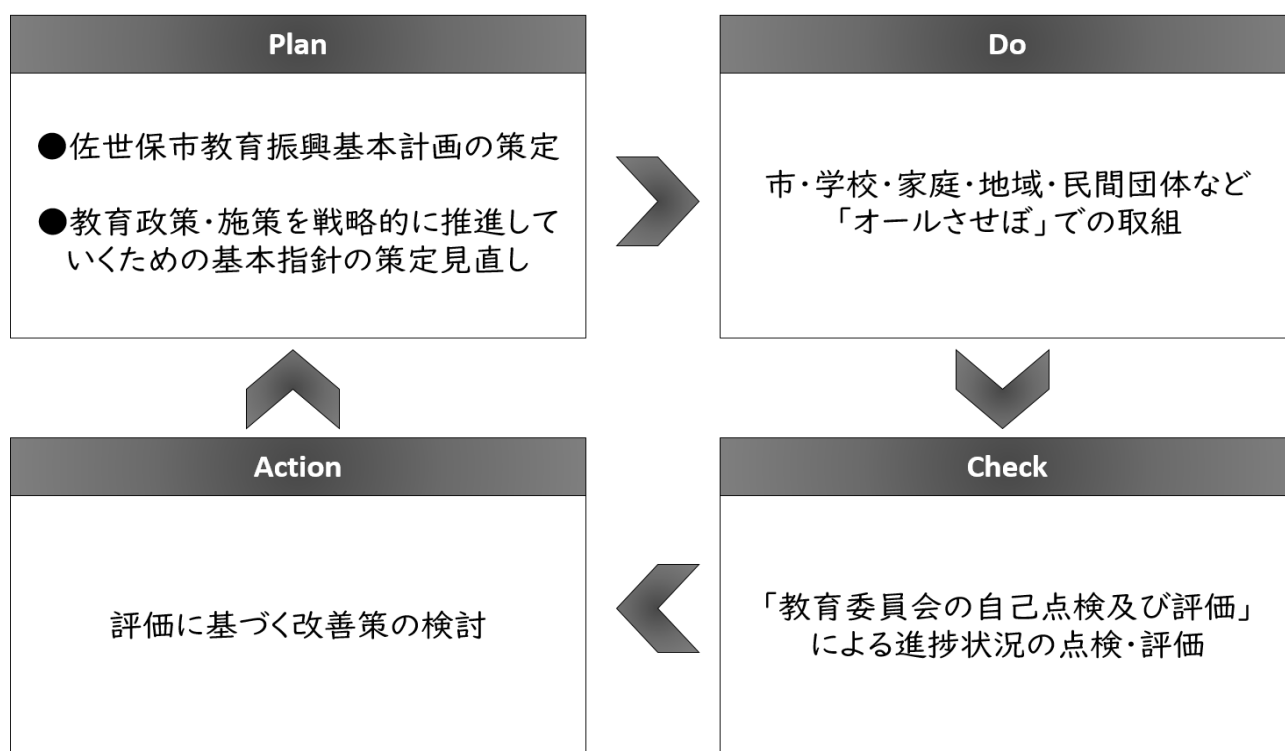
教育委員会が行う会議の内容を評価するもの。

#### ③ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

教育長に委任されている事務（本書の第3章に記載している具体的な取組）を評価するもの。

### (2)PDCAサイクル

計画を着実に推進していくため、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し）のサイクル（PDCA サイクル）に基づく進行管理により、効果的・効率的な施策の推進につなげていきます。



## 第2章 社会状況の変化

### 1 将来の予測が困難な「VUCA」の時代

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性) の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、正に予測困難な時代を象徴する事態であったと言えます。このような危機に対応する強靭さ(レジリエンス\*)を備えた社会をいかに構築していくかという観点はこれからの重要な課題となります。

### 2 デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響としては、国際経済の停滞、グローバルな人的交流の減少、体験活動の機会の減少などの事態が生じました。また、学校の臨時休業により、学校の居場所やセーフティネットとしての福祉的役割を再認識するきっかけとなりました。感染拡大当初は ICT\*の活用が十分ではなく、デジタル化への対応の遅れが浮き彫りとなりましたが、これを契機として遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされました。こうした社会状況もあいまって、デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展は社会により良い変化をもたらす可能性のある変革として注目されています。

特に、DXの進展における起爆剤として期待される ChatGPT 等の生成AIは、あたかも人間と自然に会話をしているかのような応答が可能であり、文章作成、翻訳等の素案作成など、民間企業等では多岐にわたる活用が広まりつつあります。教育現場においても、様々な活用のメリットを指摘する声がある一方、子どもがAIの回答を鵜呑みにするのではないかと、懸念も指摘されています。生成AIの教育利用について、一定の考え方を国として示すことが必要であることから、文部科学省において「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」を公表しています。

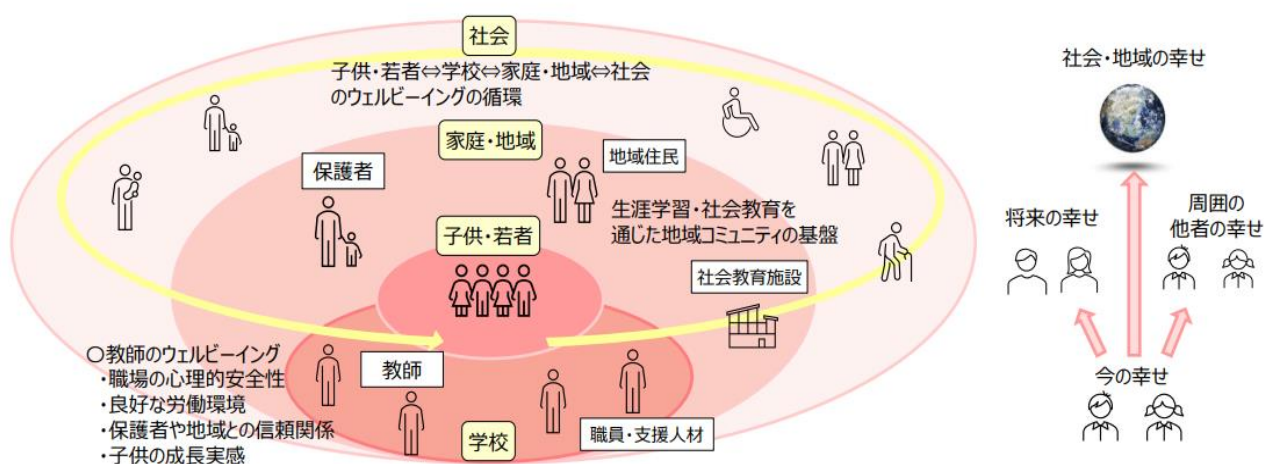
### 3 少子化、人口減少、高齢化

現在の日本の生産年齢人口である 15~64 歳の人口は、2050 年には現在の2/3に減少すると推計されています。我が国の労働生産性は国際的に見て低く、このままでは社会経済の活力や水準の維持が危ぶまれる状況にあります。また、人口減少・高齢化は特に地方において深刻であり、地方創生の観点からの対応も必要であります。加えて、長寿化が進展する中での対応も求められています。

## 4 ウェルビーイングの向上

経済先進諸国においては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング (Well-being)」の考え方が重視されてきており、経済協力開発機構 (OECD) の「ラーニング・コンパス 2030 (学びの羅針盤 2030)」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちの望む未来 (Future We Want)」であり、社会のウェルビーイングは共通の「目的地」とされています。

子どもたちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要であり、また、子どもたち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められています。



出典:次期教育振興基本計画について(答申)参考資料・データ集(中央教育審議会)

## 5 18歳成年・こども基本法

成年年齢や選挙権年齢が18歳に引き下げられ、若者の自己決定権の尊重や積極的な社会参画が図られるとともに、こども基本法及びこども家庭庁設置法が成立し、子供の権利利益の擁護及び意見表明などについて規定されたことを踏まえた対応が必要です。

こども基本法は、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

## 第3章 佐世保市の教育政策

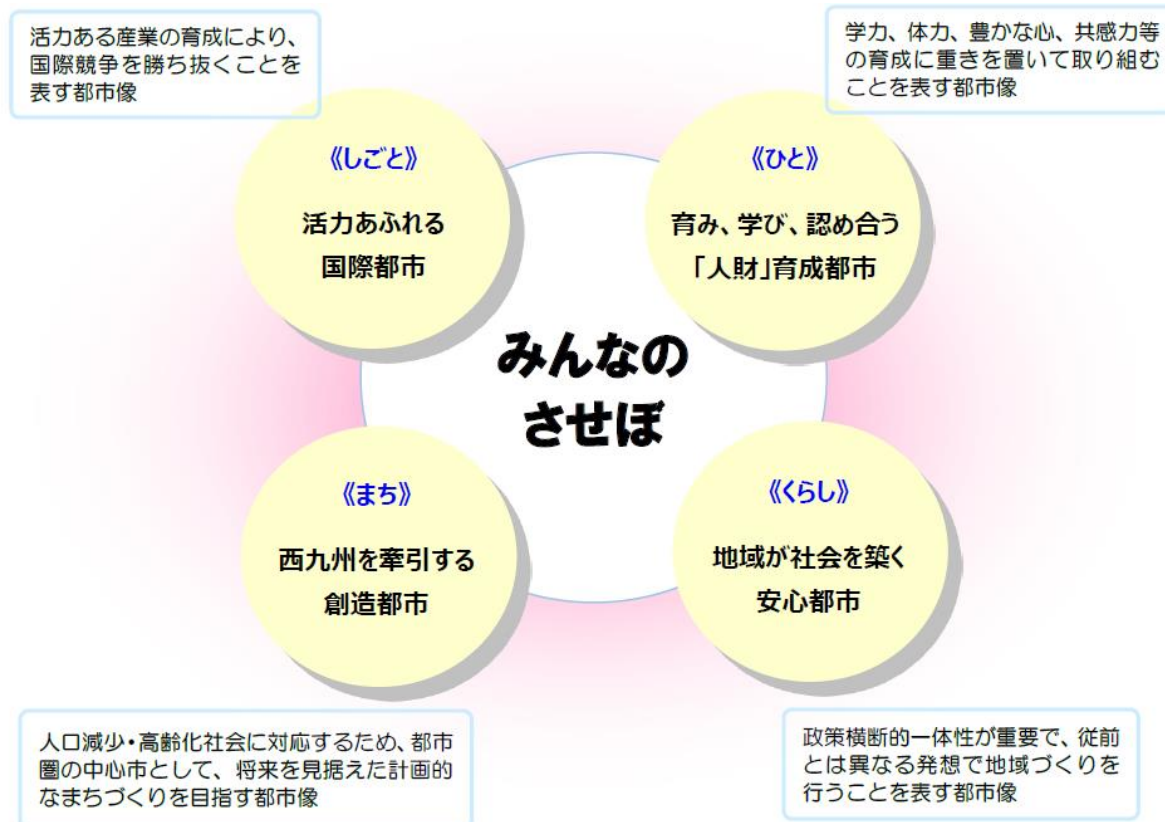
### 1 佐世保市総合計画におけるまちづくりの基本理念及び目標

第7次総合計画においては、市民全体で佐世保の価値を高め、シビックプライド\*をもって、市内外にこれを強く発信し、人口減少社会においても持続可能で幸福な社会の実現を目指します。

その心構えとして、次の4つの基本理念が示されています。

- 変革、発展を推し進め、活力あふれるまちづくりに「挑戦」します。
- 常に高いクオリティと新たな価値を求め、夢と希望に輝くまちを「創造」します。
- 様々な文化、価値観を互いに尊重し合う「多様性」のあるまちをつくります。
- 郷土愛、共感を育み、ともに暮らし支え合う「共生」の精神を持つまちづくりを行います。

また、本市が目指すべき都市像について、以下のように示されています。





その上で、第7次総合計画における教育政策の目指すべき方向性については、「ひと」の分野において、以下の4点を挙げています。

#### ○学力及び体力の向上

客観的データの活用・分析をもとに指導改善と学習環境の整備に努めます。

#### ○豊かな心を育む

学校・家庭・地域社会が一体となって協力し合い、生命尊重、思いやり、正義感や公正さ、感動する心等、豊かな人間性と社会性に育むための教育を行います。

#### ○新たな教育のニーズ

グローバル社会に対応するため、地域特性を生かした英語教育、また ICT への早期順応等を図り、必要なアイデンティティの確立を目指すとともに、郷土愛を醸成する取組を推進します。

#### ○生涯学習の充実

生涯学習の情報・機会・場が提供され、市民自らが学び続けることのできる環境の充実を図ります。

さらに、第7次総合計画の基本計画においては、「第2章 ひと」「都市像2 育み、学び、認め合う『人財』育成都市」の中の教育政策として位置づけ、以下の3施策を掲げています。

(教育政策における各施策)

施策1:学校教育の充実

施策2:豊かな心を育むまちづくり

施策3:生涯学習の充実

なお、第7次総合計画における子ども未来政策のうち、「施策3 幼児教育・保育の充実」が本計画に関連する施策となります。

(子ども未来政策における施策)

施策3:幼児教育・保育の充実

また、それぞれの施策には、施策の目的といえる客観的な状態の変化をあらわす指標として、KPI(重要業績評価指標)を設定し、目標年度である令和9年度までに、指標が向上するよう事務事業に取り組むこととしています。

(教育政策の各施策における KPI)

施策1:①全国学力調査結果(学習意欲)

②全国体力・運動能力調査結果・運動習慣調査(運動好き)

③全国学習状況調査児童生徒質問紙結果(自己肯定感)

施策2:①地域学校協働活動等に携わった大人の人数

②健全育成事業への参加者数

施策3:①生涯学習事業への参加者数

②生涯学習拠点施設の利用者数

(子ども未来政策の施策における KPI)

施策3:①幼児教育・保育の量の確保率

## 2 教育政策にかかる基本方針について

本市教育委員会では、「佐世保市教育方針」を定めていますが、この方針は、平成 15 年 2 月「佐世保市の教育を考える市民会議」からの提言書を受けて、平成 15 年度に改訂を行ったものです。提言書では、「教育都市佐世保のグランドデザイン」として、学校、家庭、地域社会それぞれの目標を掲げられましたが、それらの内容を踏まえたものとなっております。

平成 27 年 9 月の佐世保市教育大綱策定の際、さらには、本計画の策定にあたって、「佐世保市教育方針」を改訂すべきかどうかを検討しましたが、その内容は普遍的なものであり、継続することとしました。

### 佐世保市教育方針

新しい時代を生き抜くためのたくましさや豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。

そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。

### 3 佐世保市教育方針が示す理念

佐世保市教育方針が示す理念については、次のような捉え方ができます。

#### “新しい時代を生き抜くためのたくましさをはぐくむ”

持続可能な社会が創られ、先端技術を活用する超スマート社会が実現する新たな時代を迎えようとしている一方で、地球規模の環境問題、エネルギー対策、民族や宗教の違いによる摩擦等々、現代社会における様々な課題にも直面しています。このような時代を生き抜くためのたくましさ、つまり、国際市民としての生き方の中で、二極化する経済状況などを克服し、忍耐強く理想の実現に向けて努力していくことができるような「たくましい心身」をはぐくむ教育が求められています。

#### “豊かな心をはぐくむ”

本市では、平成 16 年の小学校女児殺害事件という痛ましい事件での教訓が、「人の教育」の原点、佐世保の教育の原点とならなければなりません。

このことは、特に、6 月 1 日を「いのちを見つめる日」、6 月を「いのちを見つめる強調月間」と定め、小・中学校と保護者、地域が一体となった「心の教育」が進められていることから明らかです。

また、6 月 29 日の佐世保空襲の日や 8 月 6 日・9 日の原爆の日、12 月の人権週間などの機会をとらえ、国際平和を願う心を育てています。

一方、全国的な問題となっているいじめや不登校については、本市においてもその解消に向けて、強い姿勢をもって臨まなければならない重要な課題となっています。

こういった視点と取組により、「豊かな心」を育む教育につなげています。

#### “郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する”

美しい自然に恵まれた「郷土佐世保」で育ったことを自覚し、郷土を愛し、自分を育ててくれた父母や祖父母、地域の人々に、感謝と尊敬の念を抱き、四季に恵まれた豊かな自然と伝統ある我が国の文化を愛し、日本人としての誇りをもって、国際社会に貢献できる市民を育成します。これは、教育基本法が掲げる目標にも通じるものです。

これらを受け、

“そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。”

と結んでいます。

佐世保市教育方針が目指している人づくりの土台となるのはもちろん「学力」ですが、社会に出て必要とする最低限の基礎学力と、たくましく生き抜く力をつけるという大きな視点が、日々の教育に必要です。

胎児の時から始まる子育てや就学前教育及び義務教育の充実と、教育環境の整備が一貫して進められることで、理想の市民としての基本的な資質や能力を育むことができるのであり、それが教育の目指すところです。

教育は、理想の市民を育むための基礎づくりの場であり、そのためにも生涯学習の充実が、一層重要な課題となります。市民が、与えられた権利を行使するだけでなく、市民としての義務をきちんと果たすことで、秩序正しく明るい社会生活を営む「まちづくり」ができます。

全ての市民が佐世保市民としての自覚をもち、日々学ぶ楽しさを味わいながら心豊かに生きていく「まちづくり」を進めていく姿の中に、佐世保の教育の理想があります。

特に、教育に携わる者、行政を執り行う者は、この「佐世保市教育方針」に示されたことばの重みを的確に受け止め、その理念に基づいた「佐世保の教育」を推進していかねばなりません。

## 4 佐世保市教育方針が求める具体的対応

### 努力目標

- 一 確かな学力と豊かな心を育成する特色のある学校づくりの推進
- 一 望ましい教育環境の整備・充実
- 一 郷土愛をはぐくむ自然愛護と環境教育の推進
- 一 心豊かな社会をつくる生涯学習の推進
- 一 明るい社会をつくる人権教育の推進
- 一 伝統・文化の継承及び発展と国際理解の推進
- 一 健康で活力にみちた生涯スポーツ活動の推進

※当教育方針は今後改定を予定しております

この「努力目標」は、第7次総合計画の中で、教育政策として掲げている基本目標とも合致するものです。

## 第4章 佐世保市が取り組む施策

### (教育政策)

#### 望まれる姿

学校教育及び社会教育を充実し、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができるまち

#### 部局の使命

学校教育や生涯学習環境の場において、子どもたちを含む市民が生涯を通じて自らが学ぶことができる環境の充実を図ることにより、生きがいに満ちた暮らしを実現します。

#### 政策の指標

社会指標	現状値 (令和4年度)	目指す方向
市民1人あたりの生涯学習に関わった回数	6.9回/人 (5.0回/人)※	↗ 現状値から増加させる

※( )内は拠点スポーツ施設の利用回数を除いた数字

#### [指標の説明]

市民1人あたりの生涯学習事業への参加、生涯学習拠点(及び拠点スポーツ施設)の利用者数

#### [指標の数式]

生涯学習事業への参加、生涯学習拠点(及び拠点スポーツ施設)の利用者数/佐世保市人口

教育政策として記載した内容を実現し、目指すべき社会状態に変化させるために行う行政活動として、3つの施策を掲げ、それぞれに目的・目標を設定することとしています。

【施策1】学校教育の充実

【施策2】豊かな心を育むまちづくり

【施策3】生涯学習の充実

そして、施策の実現のために、次ページ以降に掲載するそれぞれの事務事業を実施いたします。



## 【施策1】学校教育の充実

### 施策の目的

児童・生徒が自分のよさや可能性を認識し、多様な他者と協働しながら社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の作り手として主体的・創造的に豊かな人生を切り開くことができるよう、学校・家庭・地域が一体となった教育の充実を図ることを目的としています。

### 問題点の整理

これからの時代を生きる力、次代を切り開く力の育成に向けた教育の質の向上、また、教育と地域を含めた社会との連携強化による個人と社会の不断の成長が課題です。

### 問題解決の方向性

よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を共有し、学校・家庭・地域社会が一体となった教育の充実を推進します。

### 施策の目標

KPI (重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
全国学習状況調査児童生徒質問紙結果(学習意欲)	61.4%	70.0%
全国体力・運動能力調査結果・運動習慣調査 (運動好き)	85.3%	90.0%
全国学習状況調査児童生徒質問紙結果(自己肯定感)	79.9%	90.0%

## 施策の方向性

### ● 確かな学力及び体力の向上

各学校の創意工夫や地域特性を生かした学校経営ビジョンに基づく、特色ある学校づくりを推進します。また、新しい時代に求められる教育の在り方を追究し、児童・生徒が自ら進んで自己を高める態度を涵養します。そのため、教職員の新たな研修制度や働き方改革等を推進し、児童・生徒及び教職員を含めた学校のウェルビーイングを向上させるとともに、生涯にわたって学び続け、運動に親しむ資質や能力を育成します。

### ● 豊かな心を育む教育の充実

全教育活動を通じて行う道徳教育の充実と、家庭や地域との連携を重視した心の教育を推進することにより、生命を尊重する心、いじめを生まない思いやり、郷土を愛する心をはじめとする道徳性の涵養を図り、児童・生徒の豊かな人間性と社会性の育成に努めます。

また、全国的に急増している不登校児童生徒への支援について、多様な相談体制の確立や教育支援体制の充実を図ってまいります。さらに誰一人取り残されない学びの保障に向け、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）等の設置を研究し、児童生徒の社会的自立を支える教育環境を整備します。

### ● 新しい時代に求められる資質・能力の育成

学習指導要領に基づいた教育実践を徹底するとともに、社会の現状や 2030 年以降の変化（技術革新、グローバル化の進展、雇用環境の変化等）に対応した教育及びデジタル技術の利活用の一層の推進による教職員の ICT 活用指導力の向上及び児童生徒の個別最適な学びの実現に努めることにより、変化の激しいこれからの社会を主体的・創造的に生き抜く力を育みます。

### ● 時代の変化に合った新しい学校の創造

学習環境を維持するための適切な学校規模、持続可能な学校施設の更新、学校と地区自治協議会との関わりといった輻輳する課題を、総合的、複合的に検討し、保護者や地域等とのていねいな合意形成に努めながら今の時代に合った新しい学校へと再編していきます。また、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクールの拡充や運営の充実を目指します。

## 特色ある学校づくり対策事業

事業内容	各市立小・中及び義務教育学校により構成される各推進委員会と委託契約を結び、各会の特色ある教育活動実践を支援するとともに、活動の把握、指導・支援を行います。
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>●校長のリーダーシップとマネジメントサイクルに基づく学校教育の活性化を推進します。</li> <li>●豊かな心を培うとともに、確かな学力の向上を図ります。</li> <li>●保護者や地域と連携した生き生きとした活力のある教育活動の実践を図ります。</li> </ul>
課題	「主体的・対話的で深い学び」の実現、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組、探究的な学習や地域の教育資源(人・もの・こと)を活用した体験活動等を通じた他者との協働的な学びの充実など各学校の特色かつ魅力ある学校づくりが求められます。
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者や地域と連携した各会の特色ある教育活動の実践をとおして、児童生徒の主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力及び豊かな心の育成を図ります。</li> <li>●教育内容と地域の教育資源(人・もの・こと)を活用した体験活動等を効果的に結び付けることで、カリキュラムマネジメントの視点から教育活動の充実を図ります。</li> <li>●特色ある学校づくりの広報や実施状況調査を活用して内容改善を図ります。</li> </ul>
施策の KPI との関連性	各学校の創意工夫を生かした校長の学校経営方針に基づく特色ある学校づくりを推進することにより、KPI 達成に貢献します。



## 教職員資質向上事業

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各研究団体との研究委託契約を締結し、様々な教育活動を推進させるとともに、学校視察及び指導助言を行います。</li> <li>●統合型校務支援システムを活用し、教職員の働き方改革を推進することにより、教職員の自己研鑽及び各種研修への意欲を向上させます。</li> <li>●ICT支援員の配置により、教職員のICTを利活用した指導力向上を図ります。</li> </ul>
事業目的	<p>学習指導要領で示された「生きる力」の育成に向け、教職員の資質向上を図ります。</p>
第3期策定以降の情勢の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●AI やビッグデータ、IoT といった技術が発展した Society5.0 時代の到来に伴い、教師の ICT 活用指導力、データリテラシーの向上が一層必要となっています。</li> <li>●GIGA スクール構想及びスマート・スクール・SASEBO 構想に基づき、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実した学びの充実に向けて、ICT 環境の活用を含めた学習環境の更なる促進が求められています。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、学校における働き方改革を進めていく必要があります。</li> <li>●個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びを実現するために、指導法の改善、教職員の資質向上及び家庭への啓発に取り組んでいく必要があります。</li> </ul>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●統合型校務支援システムの有効活用により、学校における各種データ連携及び作成・報告すべき資料の精選及び電子化を促進させ業務改善を図ります。</li> <li>●ICT 支援員の効果的な配置を継続し、教職員の ICT 活用指導力の更なる向上を図ることで、学校での先進技術の活用及び個別最適な学びと協働的な学びの推進を図るとともに、様々な教育活動を充実させることで、研修内容の適正化、及び研修の充実を図ります。</li> </ul>
関連する各種プラン等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スマート・スクール・SASEBO 構想</li> <li>●業務改善アクションプラン</li> </ul>
施策の KPI との関連性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各研究団体による様々な成果を学校へ周知することで、児童生徒の主体的・対話的で深い学びが促進され、児童生徒の学習意欲の高まりにつ</li> </ul>



ながります。

●働き方改革の一助として統合型校務支援システムを活用することで、教職員が教材研究等に取り組む時間的なゆとりを生み出し、その結果、児童生徒の興味関心に応じた主体的な学習を実践することが可能となります。

●新しい時代を生き抜くための必要な力を育成するためには必要不可欠となるICTの活用に向け、ICT支援員を効果的に配置することで、教職員のICT活用指導力の向上が図られ、児童生徒一人一人がICTを含む様々な教材や人などと自ら選択し、学びに活用する学習を実現することが可能となります。

### ICTを活用した授業風景





## 基礎学力・学習意欲向上推進事業

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市立小学校 4 年生及び中学校 1 年生(義務教育学校においては、前期課程 4 年生、後期課程 1 年生)対象に、学力調査を実施します。</li> <li>●市立小・中及び義務教育学校へ学校司書を配置し、読書活動の推進や学習活動における支援等を行います。</li> <li>●少年科学館を利用した天文学習・理科実験等の理科学習を行います。</li> </ul>
事業目的	<p>児童生徒の実態を把握・分析することで、学習支援や授業改善に生かすとともに、児童生徒の学習活動に対する興味・関心を高めるため、学習を支援することで、一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。</p>
第3期策定以降の情勢の変化等	<p>児童生徒の情報活用能力は「学習の基盤となる資質能力」の1つとして位置づけられています。学校図書館の利活用は、情報活用能力育成の中心となるものであり、計画的・体系的な運用が求められています。</p>
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主体的に学習しようとする態度の育成と確かな学力の定着を図るための授業改善が求められています。</li> <li>●児童生徒の読書への関心意欲を高め、豊かな心を育むことが求められています。</li> </ul>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学力調査及び児童生徒の心の状況をより客観的に把握するための調査を実施・分析することで、児童生徒一人一人に応じた指導を充実させるとともに、児童生徒が安心して学ぶことができる環境を構築することで、確かな学力の向上と豊かな心を育むことに努めます。</li> <li>●学校司書が専門性を発揮し、読書活動や学習活動における支援等につなげるために、学校司書研修会を充実させるとともに、学校司書をより効果的に配置することで、質の高い学びを保障し、学習意欲の向上及び学力の向上に努めます。</li> </ul>
関連する各種プラン等	<p>第三次佐世保市子ども読書プラン</p>
施策の KPI との関連性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学力調査等の結果分析を一人一人に応じたきめ細かな学習支援につなげることにより、児童生徒の学習内容の定着を図り、学習意欲を高めることで、KPI 達成に貢献します。</li> <li>●読書センター・情報センター・学習センターとしての学校図書館機能の向上と各学校の読書活動及び授業支援の充実を図るため、学校司書の資質向上に係る研修の充実と効果的な配置を推進することで、KPI 達成に貢献します。</li> </ul>

## 国際理解・交流能力育成事業

事業内容	<p>児童生徒や教職員が外国語(英語)や異文化に触れる機会をもち、国際的な感覚やコミュニケーション能力の向上を図るために、各小・中学校及び義務教育学校へ ALT(外国語指導助手)及び国際理解指導員を派遣します。</p>
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>●急速なグローバル化に対応できるために、児童生徒及び教職員が必要な外国語(英語)を用いた実践的コミュニケーション能力の向上を図ります。</li> <li>●外国語(英語)の聞くこと・読むこと・話すこと・書くことによる、実際のコミュニケーションにおいて活用できる児童生徒の資質・能力の育成を図ります。</li> </ul>
第3期策定以降の情勢の変化等	<p>グローバル化の急速な進展に伴い、国際社会において多様な人々と協働しながら主体的に行動できる資質・能力の育成が求められる中、児童生徒には外国語によるコミュニケーション能力の向上とともに多様な文化に触れ、理解し、尊重する態度を育成する必要があります。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童生徒が英語の実践的コミュニケーション能力を身につけ、国際感覚豊かな資質・能力を養うため、外国語(英語)を母国語とする ALT(外国語指導助手)と触れ合う機会(時間)をできるだけ多くとる必要があります。</li> <li>●外国にルーツをもつ児童生徒が増加傾向にあり、日本語指導が必要な児童生徒に対する学びの支援が必要です。</li> </ul>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ALT(外国語指導助手)及び国際理解指導員を、学校から派遣要望に応じて、効果的に派遣します。</li> <li>●日本語支援を必要とするすべての児童生徒の学びの保障のため、国際理解指導員(日本語指導)の派遣や、教材・教具の整備を行います。</li> </ul>
施策の KPI との関連性	<p>国際性豊かな佐世保市にふさわしい国際感覚豊かな児童生徒の育成を図ることにより、KPI 達成に貢献します。</p>

## 障がい児教育推進事業

事業内容	特別な教育的支援を必要とする児童生徒や保護者へ個別指導や相談等を行うことを通して、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの充実に努めます。
事業目的	障がいのある児童生徒が自分の力を発揮し、障がいの改善・克服が進み、社会参加または、周りと関わりながら生活することができるようにします。
第3期策定以降の情勢の変化等	特別支援学級や通級指導教室で学ぶ児童生徒、通常学級において特別な教育的な配慮を必要とする児童生徒が増加しています。将来の自立と社会参加を実現するため、児童生徒の多様な困り感への早期の気づきと個々の発達に応じた指導や支援の一層の充実に努めるとともに、切れ目のない支援体制を構築することが求められています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者差別解消法の施行を受け、合理的配慮やバリアフリー化など、個々のニーズに応じた教育の実現が求められています。</li> <li>●障がい児の教育については、特別支援学級や通級指導教室に加え、通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒もおり、その一人一人に対して、適切な指導や必要な支援をどう充実していくかが課題です。</li> </ul>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就学相談から就学时健康診断、教育支援委員会と児童生徒の支援に向けて、学校や関係機関と一層の共通理解と連携に努めます。</li> <li>●巡回による通級指導教室(情緒障がい・言語障がい)や自校通級など、実態やニーズに応じた通級指導教室による支援体制の充実に努めます。</li> <li>●特別補助指導員による支援の充実に努めます。</li> </ul>
施策の KPI との関係性	児童生徒一人一人に応じたきめ細かな学習支援を推進するとともに、特別支援教育補助指導員を配置するなど、障がいのある児童生徒の日常生活及び学習活動への支援を行うことにより、KPI 達成に貢献します。

## 教育センター事業

事業内容	教職員の研修・教育研究及び学校教育ネットワークの保守・管理・運用及びセキュリティの確保に努めます。
事業目的	教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修を行い、教育の進歩発展に資するものです。
第3期策定以降の情勢の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教員免許更新制度の発展的解消により、これまで以上に、教師の個別最適・協働的な学びの充実を通して主体的・対話的で深い学びを実現することが求められます。</li> <li>●教育DXや働き方改革が進む中で、オンライン研修や短時間、個別対応など、柔軟な研修の在り方が求められます。</li> </ul>
課題	学習指導要領が示す主体的・対話的で深い学び視点での授業改善を間断なく進めてまいります。
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校、関係機関等の連携や専門的な知見を生かした研修を通して、子供・教員・学校のウェルビーイングを高めるための研修を充実させます。</li> <li>●校内研修や自己啓発での活用促進を目的に、動画等の資料の充実を図ります。また、多様な研修スタイルの構築に努めます。</li> <li>●教育DXにかかる研究・研修を充実させるとともに、広く学校へ情報発信を行ってまいります。</li> <li>●学校における諸課題に対応する教育相談の充実を図ります。</li> <li>●セキュリティ監査や研修等を通して、人的セキュリティ対策を徹底します。</li> </ul>
関連する各種プラン等	西九州させば広域都市圏ビジョン
施策のKPIとの関連性	研究・研修の充実を努め、教員の資質向上を目指すことで、KPI達成に寄与します。

教員研修例1「ICT活用理論研修」



教員研修例2「英会話研修」

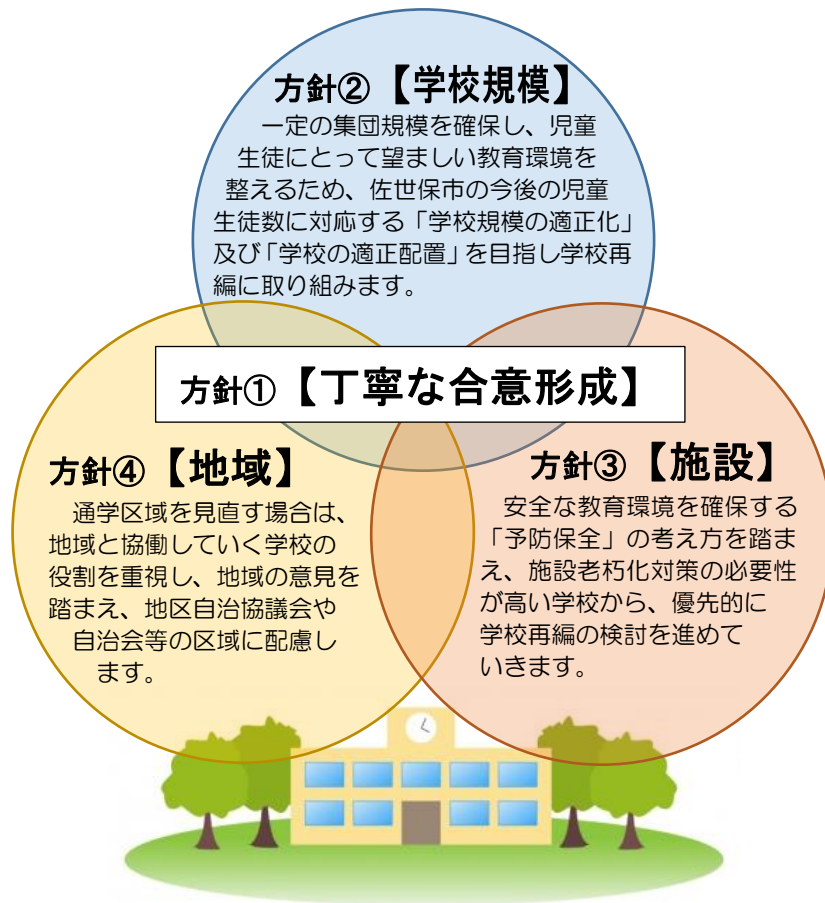




## 学校再編推進事業

<p>事業内容</p>	<p>少子化による学校の小規模化や施設の老朽化対策、学校と地域の連携など、学校において輻輳する課題を総合的、包括的に検討し、佐世保市学校再編計画を策定したうえで、学校・保護者・地域の方々などと協議をし、通学区域の見直しや学校の統廃合を行うことで、学校再編を推進していきます。</p>
<p>事業目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童生徒数を一定規模の集団とすることで、多様な考えに触れながら、必要な学力や社会性を身につけられる望ましい学校規模を目指します。</li> <li>●老朽化した全ての学校を建替えていくことは難しいことから、学校再編により、一定の学校数に減らし、改修サイクルの確立を可能とすることで、児童生徒の安全確保を図ります。</li> <li>●通学区域の見直しなど、学校再編を検討するタイミングで通学区域と地区自治協議会の活動を整理することで、学校と地域のよりよい連携を目指します。</li> </ul>
<p>第3期策定以降の情勢の変化等</p>	<p>本市の児童生徒数が少子化等により、現在ではピーク時(昭和30年代)と比べて8割近く減少しています。そのため、学校規模の適正化や、適正配置などの観点から学校再編を進めるにあたり、佐世保市学校再編計画の策定や保護者、地域住民及び学校関係者との間で、合意形成を図るための「新しい学校推進意見交換会」、「ワーキングチーム協議」、「学校再編を考える会」を開催しました。第1期の全ての対象地区にて、佐世保市学校再編計画(再改訂版)の内容で実施の方向性の確認ができました。</p>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●少子化による小規模校増加に伴い、児童生徒が切磋琢磨しながら学習能力や社会性を高めることができる教育環境づくりが求められています。</li> <li>●校舎の老朽化が進み、危険箇所があるため、児童生徒の安全確保を図ることが求められています。</li> <li>●学校と地域のよりよい連携のため、学校の通学区域と地域活動の区域のずれを見直すことが求められています。</li> </ul>
<p>今後の対応方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●佐世保市学校再編計画【第1期】(再改訂版)に基づいて、今後は実現に向けた実施時期の調整及び建物の設計、建設を行っていきます。</li> <li>●統合準備員会を開催し、学校、地域、保護者等と再編に向けた協議を行っていきます。</li> </ul>
<p>関連する各種プラン等</p>	<p>佐世保市学校再編計画【第1期】(再改訂版) 佐世保市公共施設適正配置・保全基本(実施)計画</p>

<p>施策の KPI との関連性</p>	<p>小規模校を解消し、一定規模以上の集団を確保することで、児童生徒が学習能力や社会性を高めるための教育環境を確保でき、KPI 達成に貢献します。</p>
----------------------	---



**方針②【学校規模】**

一定の集団規模を確保し、児童生徒にとって望ましい教育環境を整えるため、佐世保市の今後の児童生徒数に対応する「学校規模の適正化」及び「学校の適正配置」を目指し学校再編に取り組みます。

**方針①【丁寧な合意形成】**

**方針④【地域】**

通学区域を見直す場合は、地域と協働していく学校の役割を重視し、地域の意見を踏まえ、地区自治協議会や自治会等の区域に配慮します。

**方針③【施設】**

安全な教育環境を確保する「予防保全」の考え方を踏まえ、施設老朽化対策の必要性が高い学校から、優先的に学校再編の検討を進めていきます。



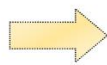
## 小学校施設整備事業、中学校施設整備事業

事業内容	小学校、中学校及び義務教育学校における学校施設の大規模な整備を行います。
事業目的	学校施設を適切に維持管理することにより、小学校、中学校及び義務教育学校における安全・安心な教育環境を確保・維持します。
第3期策定以降の情勢の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●築年数が40年以上経過している校舎及び設備が増加しており、年次計画に基づく施設老朽化対策が重要度を増しています。</li> <li>●優先度に基づき年次的に学校施設の老朽化対策の改修等を進めているものの、限られた財源内で、一斉改修などの対応を実施することが困難な状況であることから、事後的な対策を講じざるを得ない状況があります。</li> <li>●地球沸騰化とも言われる現代において、熱中症などへの対策と同時に、避難所としての役割をも担う学校施設に対し、空調をはじめとした設備を整備することについて市民のみならず、国からも求められています。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現在、学校教育に求められる機能や役割が多様化・複雑化している中、学校施設や設備について、適時維持改修を行う必要があります。</li> <li>●学校施設は災害発生時における近隣住民の避難場所としての役割も担っていることから、防災機能や避難所機能といった視点からの充実も求められています。</li> </ul>
今後の対応方針	学校施設の健全化のため、老朽化対策・防災機能の強化対策を計画的に、また、予防保全の視点をもって進めることにより、コストの平準化、安全安心な教育環境の確保を実施していきます。
関連する各種プラン等	佐世保市学校再編計画【第1期】(再改定版) 佐世保市公共施設等総合管理計画 佐世保市公共施設適正配置・保全基本(実施)計画
施策の KPI との関連性	学校における児童生徒学習環境を適切に維持管理することで、全国学力調査結果(KPI)の向上につなげます。

日野小学校 校舎改築・長寿命化事業



着手前(外観)



竣工後(外観)



(内装)普通教室



(内装)階段

### 大規模整備事例



## 小学校体育推進事業

事業内容	小学校の体育授業に対し、専門的な指導力を持った指導者を派遣して子どもたちに直接的に関わりながら運動のコツやポイントを教えます。
事業目的	子どもたちに運動やスポーツの「楽しさ」や「できる喜び」を感じさせ、さらなる興味・関心を高めることによって、体力の向上及び生涯にわたっての「豊かなスポーツライフ実現」を目指します。
第3期策定以降の情勢の変化等	<p>●これまで佐世保市教育委員会においては、学校における児童生徒の運動やスポーツ推進のための方針が定められておらず、どのような方向性で事業を構築していくかという指針がありませんでした。そのため、文部科学省及びスポーツ庁が定める国の方針や学習指導要領等を踏まえるとともに、本市の児童生徒の現状分析を行って課題を抽出し、今後の学校におけるスポーツ推進の方針を策定することとしました。さらに、この方針をもとに、既存事業の見直しを行い、新たな事業を再構築することとしました。</p> <p>●これまでの事業の中には、児童生徒に対して直接的に働きかけ、運動のポイントやコツを指導するようなものではありませんでした。そのため、専門的な指導力を持った指導者が、子どもたちに直接的に関わり、運動のコツやポイントを教えることで、それらの「楽しさ」や「できる喜び」を感じさせる指導を充実させるために、既存事業の「小学校体育大会」に代わり、「小学校体育学習サポーター事業」へ転換を行いました。</p>
課題	<p>●あらゆる単元や種目の指導を行うサポーターの確保が課題となります。</p> <p>●体を動かす楽しさや心地よさを味わうとともに、健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性があります。</p> <p>●平成20年度から「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が開始されました。その結果をどのように活用するのか、また、体力等の向上に必要な方策について研究する必要があります。</p> <p>●児童生徒が生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を培うことができるように、教職員の資質・能力及び指導力の向上を図る必要があります。</p>
今後の対応方針	佐世保市スポーツ協会や各競技団体と連携し、新たな指導者の確保を行います。
関連する各種プラン等	「佐世保市の義務教育9年間におけるスポーツ推進のための基本方針」(令和3年12月)
施策のKPIとの関連性	本事業の実施により、運動やスポーツが好きな子どもたちを増やし、今後

の運動習慣を推進させていくことが、KPI に反映されます。

### 小学校体育学習サポーター陸上指導



## 中学校体育推進事業

事業内容	中学生が運動部活動の成果を競い合う体育大会を実施し、課外体育活動の活性化を図るために補助金を交付します。また、休日の部活動の地域移行に向けた実証を行います。
事業目的	本市の生徒のスポーツ振興及び体力向上に大きな貢献を果たしている運動部活動の成果の発表の場として、本大会に多くの生徒が様々な形で参加することにより、体力の向上及び生涯にわたっての「豊かなスポーツライフ実現」を目指します。
第3期策定以降の情勢の変化等	<p>スポーツ庁は日本中学校体育連盟(日本中体連)に対し、少子化や教員の負担軽減への対策から、休日の部活動を総合型スポーツクラブ等の地域クラブへ移行していく方針と合わせ、全国中学校体育大会に、学校単位だけでなく、民間のクラブや団体としても出場できるよう、参加要件の緩和を求めました。</p> <p>日本中体連は各競技団体との調整を行い、令和5年度の全国中学校体育大会(全中)から、総合型地域スポーツクラブなどの地域クラブに所属する選手の参加を全競技で原則認めることを決定し、各都道府県の中体連に通知しました。</p> <p>その決定を受け、九州・長崎県の中学校体育連盟が、その決定内容を守守する形で同様に基準を設定し、その基準に沿って大会が開催されています。</p>
課題	部活動の地域移行及び合同部活動がより一層推進されたりすることを受け、運動部活動に対する様々なニーズに対応できる体制づくりの検討が課題となります。
今後の対応方針	既存の運動部活動に替わり得る、本市の実態に即したモデルパターンを検討します。
関連する各種プラント等	「佐世保市の義務教育9年間におけるスポーツ推進のための基本方針」(令和3年12月)
施策のKPIとの関連性	本事業の実施により、運動やスポーツが好きな子どもたちを増やし、今後の運動習慣を推進させていくことが、KPIに反映されます。



## 学校体育実技指導研修事業

事業内容	体育学習専門の講師を招き、体育・スポーツに対する学習指導の講習及び実技指導を行い、教職員の指導技術の向上を図ります。
事業目的	子どもたちに運動やスポーツの「楽しさ」や「できる喜び」を感じさせ、さらなる興味・関心を高めることによって、体力の向上及び生涯にわたっての「豊かなスポーツライフ実現」を目指します。
課題	一人でも多くの教職員が進んで参加できるように、時期の設定や講師の選定等の工夫が課題となります。
今後の対応方針	小・中の体育研究部と連携を密にし、課題の対応に努めます。
関連する各種プラント等	「佐世保市の義務教育9年間におけるスポーツ推進のための基本方針」(令和3年12月)
施策のKPIとの関連性	本事業の実施により、運動やスポーツが好きな子どもたちを増やし、今後の運動習慣を推進させていくことが、KPIに反映されます。

## 学校体育実技指導者研修会



## 豊かな心をはぐくむ実践事業

事業内容	いのちを見つめる強調月間の設定及びいのちを見つめる講演会を開催します。
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童生徒が、保護者・地域・教師と関わりを深め、人と積極的に関わることで、幸せや生きがいなどの主観的ウェルビーイングの向上を目指します。</li> <li>●道徳授業を通して、いのちの重みについて考えます。</li> </ul>
第3期策定以降の情勢の変化等	継続的な取組により、児童生徒の自己肯定感の高まり等一定の成果もみられます。令和6年度は痛ましい事件が発生して、20年目という節目の年を迎えます。事件を風化させない観点からも、いのちの重みを感じ取り、豊かな心をもった児童生徒の育成に向けて、様々な取組の継続・充実を図る必要があります。
課題	学校と家庭・地域がこれまで以上に連携し、子どもたちの心を見つめ、生命の尊重をはじめとする道徳性を育むための連携の在り方や子どもの心により響く教育の在り方が求められています。
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●これまで以上に地域と学校の連携・協働体制の構築を図りながら、いのちを見つめる強調月間をはじめとする学校教育活動全体をとおして、体験活動や平和学習・人権学習等の地域と共に学ぶ機会を増やします。</li> <li>●いのちを見つめる講演会の充実として、対象を保護者・地域の方から児童生徒にも広げ、児童生徒も興味を抱くような講師・講演内容の選定、講演会だけでなく生徒参加型のパネルディスカッションなどの工夫を行い、参加者を増やします。また、講演会参加者にアンケートの実施・集約を行い、事業の充実を図ります。</li> </ul>
施策のKPIとの関連性	児童生徒の豊かな心を育むために、「いのちを見つめる強調月間」における講演会の実施や学校・家庭・地域社会が連携した豊かな体験活動の実施を推進することにより、KPI達成に貢献します。

### いのちを見つめる強調月間学校訪問者総数 (単位:人)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
小学校	14,425	12,843	9,710	10,653	11,745
中学校	4,415	3,701	1,063	1,823	1,977
総計	18,840	16,544	10,773	12,476	13,722

## 体験学習・環境教育充実事業

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小学校4年生及び義務教育学校前期課程4年生では、九十九島パールシーリゾートでの自然体験や環境学習を実施します。中学校1年生及び義務教育学校後期課程1年生では、史談会や文化財課の専門講師による指導のもと、ふるさと佐世保市の歴史遺産について調査・見学を実施します。</li> <li>●長崎県獣医師会佐世保支部や保健福祉部生活衛生課による小学生を対象とした講習会(「学校飼育動物講習会」「動物教室」)や教職員を対象とした講習会(小動物飼育講習会)を実施します。</li> </ul>
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市の自然、歴史、文化等の貴重な学習素材を活用した体験的な活動を行うことで、児童生徒のふるさと佐世保への関心を高め、郷土に対する誇りと愛情を育てるとともに、佐世保市の今後の発展を願う態度を培います。</li> <li>●専門的な知識を持つ講師による講習をとおして、小動物の適正飼育に関する知識の向上を図るとともに、児童に思いやりや優しさを育みます。</li> </ul>
第3期策定以降の情勢の変化等	<p>郷土に対する誇りと愛情を育てていく教育が重要視されている中、本市の自然、歴史、文化にふれる機会が少なくなってきています。</p>
課題	<p>よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、地域の魅力ある教育資源を生かした特色ある学校づくりを推進するとともに、児童生徒のふるさとへの愛着や誇りを育む「ふるさと教育」を一層推進していく必要があります。</p>
今後の対応方針	<p>これまでの体験学習に、さらに魅力的な活動(フィールドガイドウォーク体験、遺跡発掘体験など)を組み込み、内容の充実を図ります。</p>
施策の KPI との関連性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●体験活動をとおしたふるさと佐世保の自然や文化、歴史を学ぶ学習を充実させることにより、郷土に対する誇りと愛情を育み、KPI 達成に貢献します。</li> <li>●専門的な知識を持つ講師による講習をとおして、児童に思いやりや優しさを育み、KPI 達成に貢献します。</li> </ul>

## 生徒指導充実事業

事業内容	児童生徒の問題行動や不登校等生徒指導上の諸課題に対して、未然防止、早期発見、早期対応を図るため、専門相談員の派遣や配置を行うとともに、統合型校務支援システムを活用することにより、教職員間で児童生徒の共通理解を図り、生徒指導の充実に努めます。
事業目的	子どもの心の安定や環境の改善、自尊感情を醸成するとともに、問題行動や不登校等生徒指導上の諸課題の未然防止を図り、適切に対応することで、子どもが安心安全な学校生活を送ることができるよう努めます。
第3期策定以降の情勢の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各学校に対して、いじめ防止対策推進法等の正しい理解を促進し、いじめに対する意識の高まりやいじめの正確な認知、早期発見・早期対応を徹底することが重要です。今後も継続して、未然防止及び早期発見・早期対応に取り組む必要があります。</li> <li>●不登校児童生徒や様々な背景を持つ方への支援対策として、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)*や夜間学級等の設置等のさらなる支援体制の充実が急がれます。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒指導上の問題に対して学校だけの解決が困難なケースも多く、警察や医療機関等多くの関係機関と連携した対応が求められています。</li> <li>●いじめや不登校等を単に児童生徒の心の問題とせず、教職員や保護者を支援していく体制整備が必要です。また、本市子ども未来部、長崎県の佐世保子ども・女性・障害者支援センターなどの関係機関との情報連携及び行動連携が重要となります。</li> <li>●教職員をはじめとする大人が、「いじめはいけないことである」と子どもたちにしっかりと伝え、子どもたちが安心して楽しく過ごせる学校づくりが大切です。</li> </ul>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●引き続き関係機関との連携を図りながら、スクールカウンセラーや心の教室相談員を効果的に派遣します。</li> <li>●教員研修等によりスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの効果的な運用についての理解を深めます。</li> </ul>
施策の KPI との関連性	教育相談等の充実に努めるとともに、統合型校務支援システムの有効活用を図り、いじめ や 不登校等の未然防止及びその早期発見・早期対応に努めることにより、KPI 達成に貢献します。



## 人権教育推進事業

事業内容	講演会や研究大会等の実施により、教職員及び保護者(市民)の人権意識の高揚を図り、研究・研修等の充実を図ります。
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教職員の人権意識の向上や指導方法等の工夫・改善がされ、児童生徒の人権感覚を十分に身につけることができます。</li> <li>●保護者の人権意識の啓発を図ります。</li> </ul>
第3期策定以降の情勢の変化等	多様化の時代の到来に伴い、人権教育の重要性が一段と高まっています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童生徒の人権意識の向上を図り、社会情勢の諸課題(いじめ、不登校、非行等)に対応できる態度の育成が求められています。</li> <li>●各学校の実態や子どもの発達段階に応じた人権教育を推進していますが、学校での問題行動が多様化・複雑化しており、一度の啓発で効果が出るというものではないため、知識の習得にとどめず、子どもたち一人一人が差別や偏見を受けた人々の苦しみや悲しみ等を感じる人権教育の継続的な取組が必要となります。</li> <li>●不登校、問題行動等の増加は未だ深刻な状況であり、インターネット(SNS)上のいじめや誹謗中傷などの人権侵害も発生しています。そのため、発達段階に応じた人権尊重の意識を高め、偏見や差別のない社会づくりに取り組む実践力を身に付けさせることが重要です。身近な問題を取り上げて真剣に考え、解決を図っていくなど、人権教育の一層の充実を図り、子どもたち自らの実践的態度を育成する必要があります。</li> </ul>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童生徒の人権意識の向上を図り、社会情勢の諸課題(いじめ、不登校、非行等)に対応できる態度を育成するために、学校で人権問題に関する講師の招聘が積極的に取り組めるように、人材バンクや人権問題に関する教材の紹介を行います。</li> <li>●児童生徒の実践的態度の育成のため他機関と連携し、家庭や地域、学校と連携・協働を図ります。</li> </ul>
関連する各種プラン等	佐世保市人権教育・啓発基本計画
施策のKPIとの関連性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一人一人が人権について正しく理解し尊重しあう感性を、生涯にわたる様々な場で身につけること及び地域を取り巻く環境や児童生徒の発達段階に応じた人権教育をすることによりKPIに貢献します。</li> <li>●教職員の研修や各学校での校内研修及び研究活動を通して、児童生徒の心の育成と人権教育に対する意識の高揚及び指導力の向上を図ることにより、KPI達成に貢献します。</li> </ul>

## 教育相談活動事業

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの生活・学校・学業・不登校等の問題に対して、来所、電話、メール、訪問、スクールソーシャルワーカー派遣等の手段で相談活動を行います。</li> <li>●あすなろ教室(学校適応指導教室)を運営し、学校への復帰や将来的な社会的自立を支援します。自宅に閉じこもりがちな児童生徒に対してはメンタルフレンドの派遣や、居住地に近いコミュニティーセンターなどのより身近な通級しやすい場所にサテライト教室を開設することで、通級や関係機関への相談を促します。</li> </ul>
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談者が抱える学校や学業への不安、子どもの教育や生活に関する悩み等を緩和し、最終的には解決につなげていくことを目的としています。</li> <li>●不登校の児童生徒があすなろ教室(学校適応指導教室)での小集団活動や個別相談等を通して不安や悩みを解消し、社会に適應できる能力を育むことで、学校復帰や将来的な社会的自立を支援します。</li> </ul>
第3期策定以降の情勢の変化等	<p>本市における不登校児童生徒の出現率は増加の一途をたどり、令和4年度に過去最多となっています。</p>
課題	<p>不登校等の要因は、学校生活に係る問題だけでなく、社会環境の変化による問題も関わっています。不登校等の背景は多様化・複雑化しており、個々の児童生徒が抱えている不登校等の要因を的確に把握し、早期にその要因を解消することが不登校児童生徒への支援に不可欠です。本市の不登校児童生徒数は、小学校、中学校ともに年々増加傾向にあり、各学校の早期対応やあすなろ教室(学校適応指導教室)や支援機関等との連携、不登校児童生徒の居場所づくりや、安心して学べる場・環境の提供、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員等の効果的な活用など、さらなる対策が必要です。</p>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不登校の児童生徒に適切に対応するために、各学校の早期対応やあすなろ教室(学校適応指導教室)や支援機関等との連携、不登校児童生徒の居場所や安心して学べる場・環境の提供が必要であり、各中学校区単位でのスクールソーシャルワーカーの常時配置や、あすなろ教室への専門カウンセラーとスーパーバイザーの配置、あすなろ教室の分教室を市内数か所に常設設置できるよう検討を進めます。</li> <li>●学校や家庭、関係機関が連携して児童生徒に寄り添い社会的自立に向けた支援を継続的に行うことが重要であり、課題や困り感を抱える子ども</li> </ul>

	<p>や家庭に対して、教育・福祉の両面にわたり、一体化した継続的かつ伴走型の支援・対応を実現していくことが必要です。そのためには、福祉部門と一体となった相談窓口や支援体制が必要であり、構築に向けて、関係機関としての整理、検討を進めます。</p>
<p>施策の KPI との関連性</p>	<p>学校生活に対する不安や原因を教育相談活動によって緩和し、解決につなげていくことや、あすなろ教室（学校適応指導教室）で学校への復帰や将来的な社会的自立を目指します。不登校児童生徒を支援することで、上位施策に貢献します。</p>

## 【施策2】豊かな心を育むまちづくり

### 施策の目的

学校・地域・家庭が一体となって、市民一人ひとりが社会に対して主体性を持ち、思いやりのある活動（行動）ができる意識の醸成を目的とします。

### 問題点の整理

核家族化や少子高齢化、デジタル化の進展等により、子どもを取り巻く環境が変化している中で、他者への関心の低下等から、子どもを健やかに育む地域の連携・支援等が希薄化（弱体化）しています。

### 問題解決の方向性

学校・地域・家庭が連携し社会全体で、豊かな心や人間性と社会性を育む地域の教育力を高め、青少年の健全育成活動や体験学習活動を推進します。

### 施策の目標

KPI (重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
地域学校協働活動等に携わった大人の人数	10,692人	30,000人
健全育成事業への参加者数	13,376人	18,000人

### ● 学校・地域・家庭・行政の連携促進

子どもたちを地域で見守り心豊かに育むため、学校・地域・家庭が連携・協力し、安全で豊かな放課後の時間を実現するための放課後子どもプランや地域未来塾を含む地域学校協働活動の充実に努めるとともに、保護者や青少年育成関係者をはじめとした市民への研修・支援等を行うことにより、子どもたちを健やかに育む地域の教育力の向上を図ります。

### ● 青少年の健全育成

青少年健全育成を行う団体への支援を通じて、地域での啓発活動や環境浄化活動に携わる市民の関心を醸成するとともに、青少年を取り巻く環境に目を配りながら、非行・犯罪の未然防止のための活動を地道に行うことで、事件・事故に巻き込まれないための見守りを実施していきます。

また、「心豊かな人」「明るく住みよいまち」を創造していくために、佐世保市徳育推進会議との協働により青少年をはじめとした市民全体への啓発事業に取り組み、思いやりの心や規範意識等の醸成といった徳育の推進を図っていきます。

## 学社融合推進事業

事業内容	各小・中学校及び義務教育学校への地域学校協働本部の設置や、放課後子ども教室、地域未来塾の拡充を図ります。
事業目的	学校・家庭・地域が連携した教育コミュニティの形成による支援・見守り環境の充実を図ります。
第3期策定以降の情勢の変化等	コロナ禍により、子どもたちの社会体験・自然体験・生活体験の場が減少し、学校・家庭・地域のつながりが一時希薄化しましたが、一定の制限下でも地域学校協働活動を通して、子どもたちの地域への愛着及び自尊感情の育成、コミュニケーション力及び学力の向上に取り組みました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域学校協働本部の設置・活動促進を図り、学校と地域の連携を強化した運営体制を構築する必要があります。</li> <li>●学校と地域の連携をより深めるために、両者が目標を共有し、双方の負担を軽減する為、組織内での担当・役割を整理しながら、より良い活動が出来るよう、支援していく必要があります。</li> </ul>
今後の対応方針	放課後の居場所づくりについては子ども未来部との連携をもとに推進を図り、地域未来塾については運営方法の見直しを行い拡充を図ります。また、地域学校協働本部についても、コミュニティ・スクールと一体的推進を図りながら拡充し、事業全体の整理・統合を行い、地域学校協働活動として総合的に支援していきます。
関連する各種プラン等	佐世保市放課後子どもプラン
施策の KPI との関連性	地域学校協働活動や放課後子ども教室、地域未来塾の実施と推進によって、子どもを地域や家庭で育む活動の活性化に繋がり、KPI(地域学校協働活動等に携わった大人の人数)の成果向上に貢献します。

## 職業座談会





## 家庭教育推進事業

事業内容	入学前児童の保護者や中学生及び保護者等を対象とした研修会等の開催や団体(佐世保市PTA連合会等)との協働事業を実施します。
事業目的	家庭教育そのものやその重要性を保護者に認識してもらうとともに、PTA活動の認知や必要性等の浸透を図り、家庭の教育力向上をPTA活動の活性化に繋がめます。
第3期策定以降の情勢の変化等	コロナ禍により、研修会等の開催が制限され、情報交換の場も減少し、子どもの養育に関する保護者の不安感・孤独感も高まりましたが、それらを少しでも軽減するべく、一定の制限下でも、PTA総会や参観日等に合わせ、メディア安全指導員などによる子育て講座や家庭教育講座を実施しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会が複雑に多様化する中、家庭環境も大きく変化し、PTAの目的や必要性についても問われています。</li> <li>●パソコンやスマートフォンなどの普及に伴い、進化・拡大し続けるメディア利用について、上手な付き合い方を学び、理解を深めてもらうため、今後も各種講座等を実施し、学校や家庭の教育力の向上に取り組んでいく必要があります。</li> </ul>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭教育力の向上を目指し、社会全体で子どもたちを育てることが重要であるため、子育てに関わりが深いPTAとの連携を強め、PTA活動の活性化に繋がめます。</li> <li>●メディア安全指導員派遣事業を推進することで、より効果的な事業展開に努め、家庭教育を支援します。</li> </ul>
関連する各種プラン等	佐世保市放課後子どもプラン
施策の KPI との関連性	研修会や協働事業の実施によって、子どもたちを地域で育てる大人の増加を促していきます。



PTAとの研修会

## 青少年教育事業

事業内容	青少年の健全育成活動を行う団体への補助金交付と、当該団体との共催による研修会・意見発表会等を開催します。
事業目的	社会情勢に即した指導・助言により、市民や青少年育成関係者に青少年への理解を深めてもらい、地域で青少年を見守る環境の充実を図ります。
第3期策定以降の情勢の変化等	パソコンやスマートフォンなどの普及に伴い、各種メディアを利用した犯罪に巻き込まれる事件等が増加するなど、子どもを取り巻く環境は厳しいものがあり、学校・家庭・地域が連携して見守り体制を強化していく必要があります。
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域で健全育成会活動を担う、次世代の人材の確保が必要です。</li> <li>●SNSなどのメディアによる青少年を取り巻く環境の変化に柔軟に対応していく必要があります。</li> </ul>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「佐世保市青少年育成連盟」と連携し、市内全域を対象とした健全育成活動を展開していきます。</li> <li>●各中学校区の健全育成組織を地区自治協議会に再編合流していく中で、地域における健全育成活動が担保されるよう、団体間の調整を支援します。</li> <li>●各種メディアとの正しい付き合い方について周知・啓発を図りながら、情報化社会の変化に対応します。</li> </ul>
施策の KPI との関連性	青少年の健全育成活動を行う団体への補助金交付による地域における育成活動の活性化と、研修会・意見発表会の共同開催等により、青少年育成活動に携わる大人の人数の増加を促すことは、直接的に KPI の向上に寄与します。



青少年育成  
懇談会

## 青少年非行防止推進事業

<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●補導担当職員による市中心部の巡回補導と委嘱補導委員による各地区の巡回補導をするほか、ネットパトロールによる SNS の巡視による見守りを行います。</li> <li>●白ポストを市内 16 カ所に設置し、投入された有害図書を回収・廃棄するほか、コンビニエンスストア・書店・携帯電話販売店等の店舗の立入調査を行います。</li> </ul>
<p>事業目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●定期的な街頭等の巡回による声掛けやネットパトロール等を実施し、青少年の非行や危険な行為を未然に防ぐとともに、青少年が危険なめに合わないよう見守ります。</li> <li>●立ち入り調査等を通して、青少年にとって有害となる環境の浄化に努めます。</li> <li>●青少年の非行防止及び健全育成についての意識を高め、積極的な声かけのある地域づくりを目指します。</li> </ul>
<p>第3期策定以降の情勢の変化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●センターの補導担当職員の数が1名減となり、市中心部の巡回補導は、1日2回から1日1回の実施に減少しました。補導委員は、高齢化及び後継者不足で、定数割れが続いており、補導委員の役割も子どもの見守りや声掛けが主に変化しています。</li> <li>●白ポストは、設置主体の県が廃止する方向に向かっており、老朽化した白ポストの更新や増設は難しい状況です。</li> <li>●ネット環境の普及は拡大し続け、スマホやPC等を所持している年齢も低年齢化しています。インターネットやスマートフォンに代表される情報化の急速な発展でネットを介した子どもが被害者、あるいは加害者となる事件・事故が増加し、少年犯罪は低年齢化、潜在化しています。</li> </ul>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●非行の潜在化により、直接的に非行を止めることに結び付かない補導活動は、潜在的効果があっても、それを示す術がありません。</li> <li>●委嘱補導委員は、高齢化及び後継者不足で、定数割れが続いています。また、補導活動を実施しても、子ども自体を見かけないという報告も多くなっています。委嘱補導委員の役割や活動について、現状に沿った見直しが必要です。</li> <li>●白ポストは、不要論必要性を問う意見もあがってきているおり、設置主体である県が、白ポスト廃止の方向性も模索している中、老朽化した白ポストの更新や増設は難しい状況です。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ネット環境の普及は拡大し続け、スマホを所持している年齢も低年齢化しており、闇バイトに中学生が関わる事件が発生するなど、インターネット（SNS）などを介した、子どもが被害者、あるいは加害者となる事件・事故が増加しています。</li> <li>●ネットパトロール、メディア安全指導、立入調査等の取組が行われていますが、インターネット上の有害情報の氾濫、店頭で販売されている有害図書など、子どもの身近にその健全育成を阻む要因が多数存在しているのが現状です。</li> </ul>
<p>今後の対応方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現状に沿った委嘱補導委員の役割や活動について、地区補導委員連絡協議会との協議、検討を進めるとともに、類似の他団体との役割の整理を行い、子どもが事件・事故に巻き込まれないように、学校・家庭・警察・地域ボランティア・関係機関等と連携して見守っていく体制の構築を検討します。</li> <li>●有害図書の回収・廃棄やコンビニエンスストア・書店・携帯電話販売店等への立入調査・指導により青少年にとって好ましい環境作りに努めていきます。</li> </ul>
<p>施策の KPI との関連性</p>	<p>補導委員が巡回補導で地域の見守り活動を行ったり、有害図書の回収や立入調査などの青少年を取り巻く環境の浄化活動を行ったりすることで、健全育成の心の醸成を図り、上位施策に寄与します。</p>



## 徳育推進事業

事業内容	徳育に関する啓発に努めるとともに、徳育を推進する団体との官民協働による事業の実施を図ります。
事業目的	市民に徳育の必要性を認識してもらい、自らの生活や活動の中に意識付けを行ってもらいます。
第3期策定以降の情勢の変化等	コロナ禍による対面行事の減少や人との繋がりが希薄になる中、相手を思いやる徳育の重要性をより広める為、カレンダーの全戸配布やフォーラムのオンライン開催などを行い、市民の意識の啓発に継続的に取り組みました。
課題	子育て世代を含む、若い世代へのアプローチが不足しており、継続的な徳育の普及・啓発のための事業手法を検討していく必要があります。
今後の対応方針	徳育を推進する民間団体である「佐世保徳育推進会議」と連携しながら、市民に対して徳育の普及啓発など、事業手法を見直しながら様々な働きかけを実施します。
関連する各種プラン等	佐世保市徳育のまちづくり宣言 佐世保市民憲章
施策の KPI との関連性	フォーラム等の啓発活動を、全世代対象に展開していくことで、市民全体の豊かな心を育み、社会の健全育成のための事業に参加する人数を増やすことに貢献していきます。

### まちづくり宣言 除幕式



## 【施策3】生涯学習の充実

### 施策の目的

地域のつながりや豊かな郷土を作るために、多くの市民が生きがいをもって生涯学習に取り組むことができる環境を充実させることを目的とします。

### 問題点の整理

新型コロナウイルス感染症の拡大により一時縮小した生涯学習活動を再開し、さらに活動の幅を広げるよう取り組む必要があります。

### 問題解決の方向性

社会の変化に応じて多様な学習の場を提供し、デジタル技術を活用した学習環境の整備等にも取り組むことで、生涯学習の推進を図ります。

### 施策の目標

KPI (重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
生涯学習事業への参加者数	133,504人	150,000人
生涯学習拠点施設の利用者数	1,047,685人	1,269,000人

●図書館に関する事務は令和6年度に市長部局へ移管しましたが、図書館法に基づく学習機能としての役割が終わったというものではありません。生涯学習機能を担保しながら個別の施策を推進するにあたり部局間の連携を重視して推進していきます。



## 施策の方向性

### ● 生涯学習の環境整備

市民が自らの意思で生涯にわたり学び続けることのできる学習の「場」（各コミュニティセンター、市立図書館、少年科学館等）と「情報」（主催講座や講演会、体験活動、地域の社会教育活動等）の提供や周知を図ります。

### ● 生涯学習の充実

生涯学習拠点の充実と、市民の関心の高い講座や地域の問題解決のための講座など、多様な講座の実施により、受講者の自己実現を支援するとともに、地域の課題解決に主体的に取り組む人材の育成を図ります。

また、本市の特性と資源を活かし世界で活躍できる人材の育成と都市アイデンティティ\*の確立のため、グローバル教育に関する事業を展開します。

### ● 歴史文化の保存・活用・継承

郷土の歴史・文化を今に伝える文化遺産（有形・無形文化財、伝統文化等）を市民共有の財産として適切に保存し、後世へ継承していくため、文化財の調査・整備・伝統文化の顕彰・支援等を推進し、生涯学習などへの活用を図ります。また、郷土の文化遺産に対する市民の関心を喚起し、保護意識の醸成を図るため、ホームページでの情報発信や市民向け講座等学習機会の提供を図ります。

## 生涯学習推進事業

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学習情報や学習機会の提供及び充実を図ります。</li> <li>●「第三次佐世保市子ども読書プラン」に基づき、子どもの読書活動を推進します。</li> </ul>
事業目的	市民が主体性を持って地域特性を生かしたまちづくりや交流活動を実践していくこと、また、読書を通して、幅広い知識を身につけ、感性豊かで人間味にあふれる子どもを育むことを目指します。
第3期策定以降の情勢の変化等	コロナ禍の影響により、対面での学習活動や講演会・図書に関する読み語りイベントなどの実施が困難となり、学習機会の多くが失われることとなりました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コロナ禍でも市民の学習意欲は依然として高いものがあり、これを契機としたオンライン講座等、新たな学習形態を積極的に取り入れながら、「生涯学習」の取組趣旨を十分に浸透させ、市民の自己実現の支援や地域課題解決への活用につなげていく必要があります。</li> <li>●地域や各学校で活動する図書ボランティアの担い手が不足しており、次期読書プランの検討も必要です。</li> </ul>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の自己実現を支援し、地域課題解決に主体的に取り組む人材を育成するため、新たな学習形態を活用しながら生涯学習の情報・場・機会の充実を図ります。また、そのための職員研修を推進します。</li> <li>●子どもの読書活動を推進するため、学校、図書館、コミュニティセンター等関係機関が連携し、「第三次佐世保市子ども読書プラン」の推進を図るとともに、次期読書プランの検討を行います。</li> </ul>
関連する各種プラン等	「第三次佐世保市子ども読書プラン」(~令和6年度)
施策のKPIとの関連性	生涯学習の情報・場・機会を提供し、「学ぶ環境」の充実に努めることにより、多くの市民が主体性を持って地域特性を生かしたまちづくりや交流活動を実践することが可能となり、生涯学習に取り組むことに繋がります。



絵本読み聞かせ  
わくわくお話し会

## 生涯学習支援事業

事業内容	地区自治協議会や町内会等が実施する生涯学習推進事業及びまちづくり促進事業への補助金による支援を行います。
事業目的	地域住民が主体となった生涯学習やまちづくりの活動を支援し、魅力ある地域づくりやコミュニティ活性化を図ります。
第3期策定以降の情勢の変化等	コロナ禍の影響により、各地域での行事開催の自粛や参加人数の減少等、まちづくりの諸活動が一時縮小しました。
課題	コロナ禍で一定の制限を受けつつも、各地域では、開催規模や開催形態を工夫し、イベント等の実施を継続しており、今後も市民生活部と連携しながら、補助対象の内容の見直し等を含め、類似補助金としての整理・統合の可否なども検討していく必要があります。
今後の対応方針	補助内容(制度)の見直しを検討した上で、各地区自治協議会及び町内会等の地域における生涯学習活動を支援します。
関連する各種プラン等	佐世保市地域コミュニティ推進計画
施策のKPIとの関連性	生涯学習活動への補助金による支援は、住民の生涯学習や地域コミュニティ活動の活性化を支援促進し、多くの市民が生涯学習事業へ参加することに繋がっていきます。

### 北地区コミセン祭り





## 英語シャワー事業

事業内容	国際色豊かな本市の特長を生かし、官民協働の手法を用いて、市民が身近に英語に触れ、日頃の学習成果を実践できる環境づくりを行います。
事業目的	「英語を話し実践することが出来る」環境づくりを進め、グローバル人材の育成を図ります。
第3期策定以降の情勢の変化等	コロナ禍の影響はあったものの、開催規模や開催回数を縮小するなどして、継続的な事業の展開に努めました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民に対する事業の認知度の向上が必要です。</li> <li>● イベント型に続く日常的な事業の展開が必要です。</li> </ul>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専用 web サイトや SNS 等による効果的な情報発信を図ります。</li> <li>● 関係課かいや民間との既存事業の連携による新たな展開を図ります。</li> <li>● 英語を活用して積極的にコミュニケーションがとれる人材で溢れた佐世保市の実現を目指して取り組みます。</li> </ul>
施策の KPI との関連性	今後、イベント性の高い事業と併せて、日常的に英語に触れ、親しむ事業を開始・展開していくことによって、直接的にKPI達成に貢献していきます。

## 国際交流運動会



## 文化財の調査・保護・活用事業

事業内容	国・県・市指定を中心とする文化財の維持管理のほか、埋蔵文化財、近代化遺産など文化財全般の調査、保護、活用事業を行います。
事業目的	文化財の保存と公開活用を推進し、市民が文化財に触れ合う機会を提供し、郷土愛や文化財保護意識の醸成を図ります。
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●急激な少子高齢化・過疎化などの社会環境の変化により、地域の貴重な文化財が失われつつあり、地域の文化財を適切に次世代に継承する必要があります。</li> <li>●近年、文化財として取り扱われる範囲が広がっており、保護対象となる文化財が増加しているほか、民間開発に伴う埋蔵文化財の調査件数も増加するなど、業務が拡大しています。</li> </ul>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域における文化財の保存・活用に関するマスタープラン・アクションプランである「佐世保市文化財保存活用地域計画」について令和7年度の策定に向けて取り組んでいきます。</li> <li>●日本遺産「鎮守府・佐世保」「日本磁器のふるさと肥前・三川内焼」について、関係者や関係機関と連携しながら、適切な保存・管理に努めるとともに、日本遺産「鎮守府・佐世保」のガイドンス施設として「させば立神近代化歴史公園」の整備を行います。</li> </ul>
関連する各種プラン等	佐世保市文化財保存活用地域計画(令和8年策定予定)、立神広場整備活用計画
施策のKPIとの関連性	文化財の調査研究や指定等に取り組むことにより、学術的価値が明らかとなるほか、保存整備も促進され、生涯学習の場が増えるとともに、文化財保護意識の醸成や伝統文化への継承にもつながり、生涯学習事業への参加者数の増加に寄与します。

## 世界遺産保存整備事業

事業内容	平成30年7月に世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「黒島の集落」において、文化的景観、黒島天主堂等を適切に保存活用するため、各種調査・作業を行います。
事業目的	世界遺産「黒島の集落」の構成要素の適切な保存・管理を行い、歴史ある集落を末永く後世に継承します。
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●集落の維持と地域活性化が課題です。</li> <li>●世界遺産登録に伴う観光客の増加は、地域活性化につながる要素がある一方で、環境の悪化や住民と観光客との摩擦などの弊害も懸念されます。</li> </ul>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●世界遺産としての価値を保全しつつ、効果的に活用していく必要があるため、黒島地区の住民や関係機関及び関係区市町等と連携、協力しながら適切な保存・管理、各種事業を実施していきます。</li> <li>●世界遺産としての価値を広く市民に理解していただき、保護意識の醸成につなげていくため、さらなる周知啓発を図っていきます。</li> </ul>
関連する各種プラン等	西九州させば広域都市圏ビジョン、世界遺産アクションプラン、黒島文化的景観保存管理計画
施策のKPIとの関連性	世界遺産としての価値の保全や、その効果的な活用を通じて、関係機関や国・県と連携・協力することで、地域活性化や誘客が図られるとともに市民の関心も高まり、生涯学習事業への参加者数の増加に寄与します。

### 国重要文化財「黒島天主堂」





## 福井洞窟整備・発掘事業

事業内容	本市文化財の特色である洞窟遺跡群の中で、国指定史跡である福井洞窟を中心として発掘調査や史跡整備を行い、文化財の調査・保護・活用事業を推進します。
事業目的	福井洞窟を通じて本市文化財に対する理解を深めてもらい、史跡を良好に保存・活用し、次世代に継承します。
第3期策定以降の情勢の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福井洞窟の出土品を中心に展示する福井洞窟ミュージアムが令和2年4月に開館し、年間1万人以上の方が来館しています。</li> <li>●現在、国指定史跡である福井洞窟を国宝級と同等の価値付けである「特別史跡」への格上げに向けて、取り組んでいます。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市外に分散保管されている過去の出土資料の本市への移管が必要です。</li> <li>●福井洞窟現地と現地から離れた場所にある福井洞窟ミュージアムの連携を図るよう文化庁から指導を受けています。</li> <li>●市域全体の洞窟遺跡群と関連性を高めた保存活用計画の策定が求められています。</li> </ul>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●過去の出土資料を保管している大学との連携を継続するとともに、過去の出土資料の借用・移管を目指します。</li> <li>●保存活用計画に基づき、広く一般への周知啓発を行い、特別史跡に向けた調査・研究や洞窟遺跡群全体の調査・保護・活用を推進します。具体的には、関係部局と連携を図りその他の文化財を活かしたフィールドミュージアムにより「洞窟遺跡日本一のまち」を目指します。</li> <li>●史跡の保存整備や福井洞窟ミュージアムの運用支援について、地元関係団体等と連携を図り、地域の財産として長く親しまれるような取組を行います。</li> </ul>
関連する各種プラン等	福井洞窟保存活用計画(令和6年策定予定)
施策のKPIとの関連性	国史跡「福井洞窟」を適切に保存管理し、積極的に公開活用を図ることにより、郷土の歴史や文化財に対する市民の関心が高まり、生涯学習事業への参加者数の増加に寄与します。

## 針尾送信所保存整備事業

事業内容	国重要文化財旧佐世保無線電信所(針尾送信所)施設の保存・活用を行います。
事業目的	針尾送信所を通じて本市の近代化遺産に対する理解を深めてもらい、文化財を良好に保存・活用し、次世代に継承します。
第3期策定以降の情勢の変化等	令和4年度に針尾送信所は建設から100年を迎え、100周年記念事業を行いました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成28年度に鎮守府のストーリーが日本遺産に認定され、針尾送信所等の近代化遺産に注目が集まっており、年々見学者が増えている状況があり、良好な見学環境の整備が求められています。</li> <li>●建設から100年を経過したことから、今後、文化財としての適切な保存を行うため、保存・改修工事の検討を図る必要があります。</li> </ul>
今後の対応方針	平成26年度に策定した針尾送信所に関する保存活用計画を基に、駐車場、園路、説明板等の公開活用に関する整備を行ってきており、今後は、具体的な展示計画及び修理計画を検討・策定し、計画に基づいた事業を推進します。
関連する各種プラン等	重要文化財(建造物)旧佐世保無線電信所(針尾送信所)施設保存活用計画
施策のKPIとの関連性	針尾送信所は、日本遺産「鎮守府・佐世保」のシンボリックな存在であり、適切に保存管理することはもとより、積極的に公開活用を図ることにより、郷土の歴史や文化財に対する市民の関心が高まり、生涯学習事業への参加者数の増加に寄与します。

### 国重要文化財「旧佐世保無線電信所(針尾送信所)施設」建設100周年記念祭

(海辺のコンサート in 針尾)



(夜間ライトアップ)



## 文化財展示施設等管理運営事業

事業内容	各地区文化財展示施設の適切な管理・運営を行います。
事業目的	各地区の歴史的な特徴に対する理解を深め、郷土学習の拠点としての活用を推進します。
第3期策定以降の情勢の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和4年4月に福井洞窟ミュージアムが開館しました。</li> <li>●令和3年度をもって小佐々郷土館を廃止し、小佐々地区複合施設内に小佐々地区文化財展示コーナーを整備しました。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市文化財行政並びに本市公共施設の再編を推進する上で、分散した展示収蔵施設を集約した施設の適正配置が求められています。</li> <li>●事業の目的を踏まえながら、各館の効率的な運営を検討する必要があります。</li> </ul>
今後の対応方針	これまでに検討された博物館構想や埋蔵文化財センターなどの施設について継続して研究を行いつつ、施設の老朽化がみられる展示施設については、各館近隣にある本市施設への複合化を含め、資料の展示、収蔵、管理のあり方を含め検討していきます。
関連する各種プラン等	公共施設再編計画、佐世保市文化財保存活用地域計画(令和8年策定予定)
施策のKPIとの関連性	文化財展示施設等を適切に維持管理し、郷土学習の場を提供することにより、市民が自主的に学ぶことができ、生涯学習事業への参加者数の増加に寄与します。

### 福井洞窟ミュージアム



## 総合教育センター事業

事業内容	総合教育センターの管理・運営を行います。
事業目的	総合教育センターを構成する3館(教育センター、少年科学館、清水地区コミュニティセンター)の特性を活かし、連携を図りながら市民へ効果的に学習機会を提供できるよう施設の管理・運営を行っています。
第3期策定以降の情勢の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和3年4月1日、清水地区公民館のコミュニティセンター化により、施設利用の幅が拡大されましたが、施設管理への影響は特段発生していません。</li> <li>●駐車場に関しては現在規定予算内での広場活用について検討中ですが、建物の経年や、物価上昇等による施設管理費等の増嵩、計画的なメンテナンスの検討が必要となっています。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合教育センターは、「教育センター」「少年科学館」「清水地区コミュニティセンター」という3つの教育機関からなり、各館独自の事業展開はもとより、複合施設の特性を生かした施設運営を行っています。第3期教育振興基本計画では運営費不足の中、効率や質を考慮した施設維持を行うこととしておりましたが、発生した不具合に他の予算を活用して都度対応せざるを得ない状況でした。</li> <li>●今後も施設の利用推進とともに施設の経年やゼロカーボンへの取組みを念頭においた計画的な施設の維持管理を進めていく必要があり、そのための予算措置も必要となります。</li> </ul>
今後の対応方針	・総合教育センターでは、清水地区コミュニティセンターを含め、複合施設として生涯学習情報や市民ニーズ・地域課題の解決に応じた学習機会の場の提供を積極的に行うため、適切な維持管理を行っていきます。
施策のKPIとの関連性	生涯学習拠点施設として教育センター研修室及び少年科学館等施設を適切に維持管理し、安全・快適な環境の保全や、利用者数の維持、増加を図ります。



## 少年科学館事業

<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●プラネタリウム番組を放映します。</li> <li>●プラネタリウムイベント、天体観望会、科学教室、科学行事等を開催します。</li> </ul>
<p>事業目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもたちの科学に対する関心を高め、豊かな創造力と探究心を養い、未来の科学技術の発展に寄与する青少年を育成します。</li> <li>●天文に関する学習の機会を提供し、市民の科学に対する興味関心を高めます。</li> </ul>
<p>課題</p>	<p>学年があがるにつれ、科学教室や科学行事等への参加が少なくなる傾向が見られることが第3期から継続の課題です。解決に向けて、科学館来訪のきっかけづくりや魅力ある企画、さまざまな情報提供を行っていく必要があります。</p>
<p>今後の対応方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●科学館来訪のきっかけづくりとなるよう、科学館だよりを隔月発行し、小中学生へ配布します。ホームページや Edu ポータルへ情報を掲載します。SNS を活用した情報提供を行います。</li> <li>●佐世保市包括連携企業や関係団体、他課と連携・協力し、効果的な事業展開を工夫します。</li> </ul>
<p>施策の KPI との関連性</p>	<p>プラネタリウムの適切な管理運営や魅力ある主催講座の実施、それを行う職員のスキルアップによって、天文をはじめとする科学学習拠点としての活性化を図り、学びに訪れる来館者数の維持・増加につなげます。</p>



ホームページでの広報のようす

科学教室の様子 (少年科学教室 りあかさび)





## コミュニティセンター活性化事業

事業内容	市民のニーズや地域の課題等を据えた講座を開催します。
事業目的	市民の学習意欲の向上及び学習成果の披露や地域への還元を図るとともに、コミュニティセンター職員の資質の向上に努めます。
第3期策定以降の情勢の変化等	令和3年4月に「公立公民館」から移行した市内28の「コミュニティセンター」を中心として生涯学習・社会教育の推進に取り組んでおり、コロナ禍で一定の制限は受けたものの、大きく事業が縮小することのないよう、講座の開催等支援を行いました。
課題	公立公民館のコミュニティセンター化を受け、従前どおり、学習機会の提供とセンター職員の研修及び自主事業(主催講座)の展開を支援し、社会教育の担保に努める必要があります。
今後の対応方針	生涯学習の拠点となるコミュニティセンターの役割を明確化し、学びの成果を地域のまちづくりに反映できるような講座等を実施します。また、職員研修の充実を図り、資質の向上に努めます。
関連する各種プラン等	佐世保市地域コミュニティ推進計画
施策のKPIとの関連性	魅力ある主催講座や地域の課題に即した講座の実施、それを行うコミュニティセンター職員のスキルアップによって、コミュニティセンターの生涯学習拠点としての活性化を図ることは、必然的に学びに訪れる来館者数の増加に繋がります。

### コミュニティセンター職員研修



## 【政策を支える包括的な事務事業】

## 「人づくり」にかかる人件費

事業内容	教育長、教育委員会職員の給与費、退職手当負担金、各種手当等
------	-------------------------------

## 教育行政一般管理事業

事業内容	・教育委員会の運営及び教育委員会全般の管理運営を行います。 ・離島地区に保有する教職員住宅の維持管理及び、小中学校の統廃合後の跡地など、所管する公有財産の維持管理を行います。
事業目的	教職員の健全な住環境を確保し、教育環境の質的向上につなげます。
課題	離島地区に保有する教職員住宅については昭和40年代から建築され、老朽化等に対応するための小規模な補修・改修工事等を行っているものの、改築や大規模な改修などによる抜本的な改善が必要な状況です。
今後の対応方針	教職員住宅について、計画的な整備・更新を行います。
関連する各種プラン等	佐世保市公共施設等総合管理計画 佐世保市公共施設適正配置・保全基本(実施)計画

## 社会教育行政一般管理事業

事業内容	職員を確保し、また専門委員会を開催し研究協議の場を設ける
事業目的	社会教育に関する事務事業の円滑な遂行
今後の対応方針	社会教育事業の実施にかかる円滑着実な事務処理の継続的实施

## スポーツ行政一般管理事業

事業内容	佐世保市体育行政に係る事務を円滑に実施します。
事業目的	佐世保市体育行政の円滑で効率のよい運営を図ります。
今後の対応方針	佐世保市体育行政の実施にかかる円滑着実な事務処理の継続的な実施に努めます。

## 私立学校助成事業

事業内容	佐世保市内の私立高校に対する支援
事業目的	私立学校教育の健全な発展と本市教育の振興を図る
第3期策定以降の情勢の変化等	少子化の影響により生徒数の減少が顕著になっており、学校経営への影響が危惧されます。
課題	昭和30年に助成制度を開始してから約70年が経過しています。時代の変化に対応できているのか、研究が必要な状況です。
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様性が重視される現代社会において、小学校から高等学校卒業までの継続した見守り・支援を行うため、新たな支援の枠組みを構築します。</li> <li>●私立学校助成金については、事業開始から長期間経過していますので、事業の主旨やニーズ等に応じた見直しをする必要があります。</li> </ul>

## 奨学金充実事業

事業内容	奨学金制度の活用による就学環境の整備
事業目的	経済的理由により就学困難な者の就学を援助するため、奨学資金を貸し付けることで、教育の機会均等と有為な人材の育成を図ります。
第3期策定以降の情勢の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高校等に関しては、国・県による教育費支援制度が拡充され、令和2年4月から授業料実質無償化となりました。</li> <li>●高等教育に関しても、国による修学支援新制度が令和2年4月に施行されました。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●少子化や国・県による教育費支援により、佐世保市奨学金の新規貸付者数が減少傾向にあります。</li> <li>●奨学貸付金の回収率向上が課題だと捉えておりますが、債権管理の取組により、回収率は年々上昇傾向にありますので、回収率向上に向けた取組を継続し、将来にわたり持続可能な奨学金制度の維持に努めていきます。</li> <li>●少子化や国・県による教育費支援により、佐世保市奨学金の新規貸付者数が減少傾向にあるため、今後、制度の有効活用について研究を進める必要があります。</li> </ul>
今後の対応方針	奨学金制度の有効活用について研究を進めていきます。

## 幼児ことばの教室運営事業

事業内容	幼児を対象とした言語障害通級指導教室の運営
事業目的	幼児を対象とした言語障害通級指導教室を運営し、ことばの問題で悩んでいる幼児及び保護者に対する指導・支援や相談を実施することにより、ことばの改善・軽減を図ります。
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内のどこからでも相談や教育・支援が受けられる状況の実現として、南部、北部への教室の増設が求められています。</li> <li>●小学校の難聴・言語障害通級指導教室との連携による指導・支援の充実が求められています。</li> </ul>
今後の対応方針	幼児への指導・支援の充実に加え、教育相談や保護者会の内容を工夫し、事業の周知や保護者ニーズへの対応を一層充実させます。



## 小学校管理運営事業、中学校管理運営事業

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小学校、中学校及び義務教育学校における点検・保守等、施設管理全般を行います。</li> <li>●市立小・中学校及び義務教育学校の管理運営、施設管理全般に要する経費を管理します。(学校の施設維持管理等に係る光熱水費や業務委託料の支出、図書や教材等教育活動で使用する備品等の購入他)</li> </ul>
事業目的	児童生徒が安全で充実した学校生活を送るために必要な環境を、効果的かつ効率的に整えます。
第3期策定以降の情勢の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和2年度から令和4年度については、新型コロナウイルス感染症から子どもたちの生命と安全を守るために、学校における感染防止対策を行いました。</li> <li>●国のGIGAスクール構想により、全児童生徒に対し、一人一台端末の整備を行うとともに「スマート・スクール・SASEBO構想」のさらなる実現に取り組んでいます。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校施設だけでなく、浄化槽や高電圧受変電設備など、大型設備についても老朽化が進んでいることから、年次的な更新に加え、逐次の維持改修を行う必要があります。</li> <li>●学校での多様な課題や環境変化に対応するため、各種の経費を要しています。</li> <li>●児童数の動向等に左右されますが、効率的な予算執行を念頭に、質を維持しつつ、コスト縮減に努め、安定的かつ効果的な学校運営を引き続き図っていく必要があります。</li> </ul>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●設備等の保安・点検については、安全性の確保を図ったうえで、コストや効率的な面で最善と思われる方法で整備を行います。</li> <li>●設備等の整備にあっては、コストや効率的な面で妥当と思われる方法で整備を行います。</li> <li>●学校での経費節減意識を高めつつ、コスト縮減により義務教育環境の質が低下することのないよう、効果的かつ効率的な経費の支出を行います。</li> </ul>



## 小学校施設維持改修事業、中学校施設維持改修事業

事業内容	小学校、中学校及び義務教育学校における学校施設の小規模な整備を行います。
事業目的	学校施設を適切に維持管理することにより、小学校、中学校及び義務教育学校における安全・安心な教育環境を確保・維持します。
第3期策定以降の情勢の変化等	<p>●築年数が40年以上経過している校舎が増加しており、年次計画に基づく施設老朽化対策が重要度を増しています。</p> <p>●校長会、PTA などからの要望に基づき小規模な修繕や改修等を進めているものの、限られた財源内で、全ての要望に対応することは難しく、一斉改修などの対応を実施することが困難な状況であることから、事後的な対策を講じざるを得ない状況があります。</p> <p>●学校施設の質的向上につながる小規模改修や、校舎改築にあたって新設する設備（トイレ等）に対し、ジェンダーに関連する配慮・検討を求めるなど、要望や意見の内容が多様化しています。</p>
課題	現在、学校教育に求められる機能や役割が多様化・複雑化している中、学校施設や設備について、適時、維持改修を柔軟に行う必要があります。
今後の対応方針	学校施設の健全化のため、老朽化対策・防災機能の強化対策を計画的に、また、予防保全の視点をもって進めることにより、コストの平準化、安全・安心な教育環境の確保を実施していきます。
関連する各種プラン等	佐世保市学校再編計画【第1期】（再改定版） 佐世保市公共施設等総合管理計画 佐世保市公共施設適正配置・保全基本(実施)計画

### 小規模改修事例（一部）

【外部・内部仕上げ等】	雨漏り補修工事 天井等補修工事 渡り廊下屋根補修工事 トイレ壁タイル補修工事	【外構・その他】	遊具改修 フェンス補修 防球ネット補修 プール床面補修
【設備等】	配管補修工事 電話設備改修工事 浄化槽ポンプ他取替工事 体育館アリーナ照明取替工事	【給食室】	給食室給水管補修 給食室漏水改修 給食室水栓取替

		修繕業務 件数	小規模改修 件数	給食室関連 件数	総計 件数
小学校	R2	54	97	20	171
	R3	59	95	16	170
	R4	45	115	14	174
中学校	R2	20	103		123
	R3	14	53		67
	R4	21	82		103

## 小学校児童助成事業、中学校生徒助成事業

事業内容	就学に必要な経費の助成（就学援助費及び特別支援教育就学奨励費）、通学費の補助（遠距離通学児童生徒通学費補助金）を行います。
事業目的	就学に必要な経費の助成及び通学費の補助を行うことにより、保護者の経済的負担軽減を図り、児童生徒が等しく教育を受けられることを目的としています。
第3期策定以降の情勢の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和2年度から令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対して就学援助費の助成を行いました。</li> <li>●特別支援学級の児童生徒数の増加に伴い、特別支援教育就学奨励費の支給者数が増加しています。（R2:290人→R5:352人）</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●経済的に厳しい家庭が多く存在しており、保護者の教育負担軽減を図るため、今後も就学援助費による継続した支援が必要です。</li> <li>●遠距離通学児童生徒通学費補助金の通学距離及び補助金額については、今後、学校再編が進むと通学区域が拡大する地域及び対象者が増えることが見込まれるため、学校再編と併せて検討する必要があります。</li> </ul>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支援を必要とする世帯が確実に受給できるように、現行の手法を継続しつつ、オンライン申請の導入を図る等、更なる保護者の申請負担軽減を図っていきます。</li> <li>●遠距離通学児童生徒通学費補助金の通学距離及び補助金額について、他自治体等を参考に研究を進めます。</li> </ul>

## 就学援助費受給者の推移及び認定率（準要保護＋要保護）

		H30	R1	R2	R3	R4
小学校	認定者数（人）	2,184	2,326	2,382	2,387	2,359
	認定率（％）	15.82	17.04	17.60	18.06	18.25
中学校	認定者数（人）	1,244	1,274	1,328	1,333	1,284
	認定率（％）	18.75	19.50	20.31	20.31	19.56
合計	認定者数（人）	3,428	3,600	3,710	3,720	3,643
	認定率（％）	16.77	17.83	18.48	18.80	18.69

## 人権講座事業

事業内容	教育集会所やコミュニティセンターで、人権・同和教育啓発講座を開催します。
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の人権・同和問題に対する理解と認識を深め、人権意識の向上を目指します。</li> <li>●社会教育施設である教育集会所の管理・運営を行います。</li> </ul>
第3期策定以降の情勢の変化等	LGBT などの性差別や同和問題などの人権問題が依然として存在しており、近年では国際化や情報化の進展に伴い、外国人などに対する偏見やインターネット上の人権侵害など多くの問題も山積しているため、人権意識の啓発が重要となっています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●LGBT 等に対する偏見や SNS 上の誹謗中傷など、新たな人権問題が存在しており、時代の動きに応じた社会の理解を促す周知・啓発が必要です。</li> <li>●教育集会所及び地域に根差したコミュニティセンターで人権に関する講座を開催するなど、行政側からの啓発活動の推進を継続していく必要があります。</li> </ul>
今後の対応方針	市長部局や学校教育と連携を図り、人権教育の充実に努めます。
関連する各種プラン等	佐世保市人権教育・啓発基本計画

### 人権啓発講演会





## 成人式典事業

事業内容	20歳を対象とした成人式典を開催します。
事業目的	対象者に大人としての自覚を促すとともに、新たな門出を祝福することを目的とします。
第3期策定以降の情勢の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和3年度より開催場所を従来のアルカス SASEBO からハウステンボスへと変更しました。</li> <li>●令和4年4月の法改正により成年年齢が引き下げられたことを受けて、新成人でつくる式典検討会において式典名称に関する意見を聞くなど、式典対象者の意向を反映できるよう取り組みました。</li> </ul>
課題	来場はしても、式典自体には参加しない方も見受けられるため、式典の趣旨を十分に周知し、より多くの参加を呼びかける必要があります。
今後の対応方針	成人式典検討会の委員を募集し、対象者の意見をうまく取り入れながら、式典内容の充実を図ります。

### 成人式典の様子



## 子どもの安全対策事業

事業内容	子どもを事故から守る協議会や子ども 110 番の家との連携を密にし、学校・家庭・地域社会が協力・連携して組織的な安全教育活動の展開を図っています。
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通学路等の安全確保や、安全教育の充実により事故を未然に防ぎます。</li> <li>●協議会の開催を通じて、関係者相互の情報共有と協力連携体制の強化を図ります。</li> </ul>
第3期策定以降の情勢の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和3年6月、千葉県八街市で下校中の小学生の列に、飲酒運手のトラックが突っ込んで児童5人が死傷した事故を受け、緊急の合同点検を実施し、危険個所のリストアップを行いました。令和4年には『佐世保市通学路交通安全プログラム』の中に子ども未来部を加え、学校から学童へ向かう通路についても上記プログラムの点検対象としました。</li> <li>●令和3年、文部科学省から「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」が示されたことや、「避難情報に関するガイドライン」が改定されたこと等を受け、各学校の実情に応じて危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の点検を行い、提出を求めました。市の防災危機管理局に点検をしてもらい、その指導の下に改善を行いました。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登下校時における通学路の安全対策（防犯含む）は喫緊の課題であり、関連諸機関等地域社会との連携協力体制について一層の強化が必要です。</li> <li>●児童生徒の事故（生活事故・非行事故・交通事故・犯罪被害など）の対応が必要です。</li> <li>●学校、家庭、地域社会の連携のさらなる強化が必要です。</li> <li>●児童生徒の事故が増加する中で、通学路の安全確保に関する取組としての『佐世保市通学路交通安全プログラム』により、学校、保護者、自治会、道路管理者、警察などが参加する合同点検を実施し、関係機関との連携をさらに深めていく必要があります。</li> </ul>
今後の対応方針	学校、家庭、地域社会との連携を図りながら、子どもが安全で充実した生活を送れるように引き続き事業を実施していきます。



## 学校保健管理事業

事業内容	園児、児童生徒及び教職員の健康診断、健康管理実施並びに学校環境衛生の適正を図ります。
事業目的	健康教育の推進を図り、学校保健活動の円滑な実施に対応することにより、園児・児童生徒及び教職員が健康を維持し、集中して学習や運動に取り組むことができるよう事業を実施します。
第3期策定以降の情勢の変化等	<p>●特別な配慮や、医療機関との連携・医療的なケアを要する児童生徒は増加傾向です。養護教諭をはじめ、教職員も特別支援についての研修を深め、より対応の充実を図っています。</p> <p>●令和2・3年度は長欠児童生徒に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、出席停止となる児童生徒が多く、項目によっては定期健康診断を受けられない児童生徒が多くなっていましたが、対象学年で受診できなかった場合は次年度検診を受診に機会を設けるなどの対応をしています。</p> <p>●教職員のストレスチェックを年に2回実施し、高ストレスと判定されたもののうち、医療機関での面接指導を希望する者に対し、医師を紹介し、受診を進めています。</p>
課題	<p>●教職員のストレスチェック制度受験の徹底が必要です。</p> <p>●特別な配慮や、医療機関との連携・医療的なケアを要する児童生徒が今後も増加することが予想され、養護教諭の果たす役割が大きくなると同時に、医療機関等外部の機関と連携をする必要性が高まっています。</p> <p>●令和5年度5月からの新型コロナウイルス感染症が5類感染症となったものの、今後も感染症対策への配慮が求められ、また、いわゆるアフターコロナの児童生徒へのメンタルヘルスケアの重要性もさらに高まっています。</p> <p>●働き方改革が進む中でも、教職員は多様な児童生徒・保護者への対応、仕事の多忙感から生じるストレスは大きく、今後も教職員のメンタルヘルスの充実に努めていく必要があります。</p>
今後の対応方針	事業目的を念頭に、引き続き安定的かつ効果的に事業を実施します。

## 学校給食事業

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内の小・中学校及び義務教育学校に、安全安心でおいしい給食の提供を行い、児童生徒が給食を生きた教材として、食を正しく理解できるようにします。</li> <li>●献立作成、食材発注、調理、配送等、学校給食全般にかかる事業を行います。</li> <li>●給食施設の維持管理面においては、各種設備点検、計画的な設備機器の更新を図り適切な管理運営に努めます。</li> <li>●給食に従事する職員が、常に衛生面に留意し、安全でおいしい給食を提供します。</li> <li>●学校給食費における公会計により、学校給食費の徴収、管理業務を行います。</li> </ul>
事業目的	安全安心な給食の提供を図るために必要な整備を実施します。
第3期策定以降の情勢の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎月19日は地場産物を活用した献立を実施し、食に関する指導資料の作成・配布と栄養教諭等による指導を実施しています。</li> <li>●令和5年4月に「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル【改訂版 第2次】」の見直しを行いました。</li> <li>●平成24年度から引き続き、年2回の「学校給食青果地産地消関係者協議会」を開催します。</li> <li>●令和4年度より、学校給食費の公会計化を実施しました。これまで私会計で行っていた学校給食費会計を、公会計化することで、学校給食費会計の透明性の向上、適正な管理運営及び学校現場の負担軽減により児童・生徒と向き合う時間の確保を図りました。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校給食を活用した食育の推進と調理施設等の衛生管理の徹底が求められていますが、老朽化した施設・設備が多く、学校給食衛生管理基準に対応し、安心安全な給食を提供するために、計画的な更新・改善が必要となってきています。</li> <li>●学校給食を「生きた教材」として活用し、食に関する実践的な指導の充実と、アレルギー対応の面においても「安全性最優先」確立に向け、アレルギー対応マニュアルに即した内容に対応できる調理設備の整備を進める必要があります。</li> <li>●地産地消の推進のため、各関係機関との連携強化が必要となります。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校給食費の公会計化に伴い、市で給食費の徴収を行うようになりましたが、残高不足で口座振替が不能となる方が多く、督促・催告を行っても未納のままとなるケースが多く発生しております。</li> <li>●督促・催告を行っても未納のままとなっている方に対しては、教育委員会総務課が法的手続きを行っており、長期滞納案件の減少に努めていますが、そのようになる前の初動対応が重要です。</li> </ul>
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校給食室の調理場や備品類の老朽化に対応するため、更新手続きに対応していくとともに、施設集約等の検討を行う必要があります。</li> <li>●学校給食費を負担している保護者に、学校給食のあり方や給食費について理解してもらうことで、未納者の減少に努めます。</li> <li>●学校給食費の未納者に対して、督促をしても支払わない対象者へは「法的措置」をとる等、収納率向上に向けた対応が必要です。</li> </ul>
関連する各種プラン等	<p>「佐世保市立学校給食実施方針」</p> <p>「佐世保市公共施設適正配置・保全実施計画」</p> <p>「第4次佐世保市食育推進計画」</p>

【学校給食の内容】



【佐世保市学校給食センター】



## (子ども未来政策)

### 【施策3】幼児教育・保育の充実

#### 施策の目的

子どもが充実した幼児教育・保育サービスを受けられ、また、保護者が子育てと仕事を両立できるようにすることを目的としています。

#### 問題点の整理

保育所等の待機児童について、平成 17 年度から年度当初には発生していないものの、年度途中において解消するまでには至っていない状況にあります。また、ライフスタイルや就業形態等が多様化する中、幼児教育・保育へのニーズもきめ細かなものに変化しています。

一方、乳幼児期は人格形成の基礎を培う大事な時期であることから、幼児教育・保育において、質の確保が重視される傾向にあります。

#### 問題解決の方向性

幼児教育・保育における量の確保と質の向上に取り組むとともに、市民ニーズに応じた多様な事業・サービスの展開を図ります。

#### 施策の目標

KPI (重要業績評価指標)	現状値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
保育所待機児童数(10月1日現在)	0人	0人

### ● 幼児教育・保育における量の確保と質の向上

安心してこどもが施設を利用できるよう、既存施設の老朽化に伴う改修への支援及び保育士等の処遇改善などによる保育人材確保策により、地域の実情に応じた幼児教育・保育の量を確保するとともに質の向上を図ります。

また、幼児教育センターをはじめとして、幼児教育・保育全般に関する調査・研究を行うとともに、保育士等に対する各種研修・講座の開催や保育所等における保育内容の確認等を通じ、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

### ● 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開

共働き家庭の増加や多様な就労形態に応じた保育ニーズに対応できる体制を充実させるとともに、障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど、支援を必要とする子どもの健やかな育ちを支えるための施策の充実を図ってまいります。



## 公立幼稚園管理運営事業

事業内容	公立幼稚園及び幼児まどか教室の管理・運営を行います。
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立幼稚園を円滑に運営し、小学校以降の子どもの発達を見通しながら、幼児教育を通して園児の心身共に健やかな成長を支えていきます。</li> <li>・発達に心配のある就学前の幼児が通級し、在籍している園の集団の中でも適応しようとする力を伸ばします。</li> </ul> <p>(幼児まどか教室:発達に心配のある幼児の通級教室)</p>
主なできごと	<p>令和3年3月 公立幼稚園(天神幼稚園)閉園</p> <p>令和4年4月 公立幼稚園給食費公会計化</p>
第3期策定以降の情勢の変化等	
課題	子どもの育ちをめぐる環境の変化、家庭における価値観の多様化に応じた幼児教育の推進をしていく必要があります。
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭・地域社会・幼稚園・小学校における連携を図り、園児の日々の生活や発達・学びの連続性を確保していきます。</li> <li>・幼児まどか教室での活動を通し、友達との関わりや自己コントロール力を身につけられるよう指導したり、保護者の相談等に対応したりしていきます。</li> <li>・幼児教育センターの実践園として質の高い幼児教育を提供します。</li> </ul>
関連する各種プラン等	第2期新させばっ子未来プラン
施策の KPI との関係性	幼児教育に係る多様なニーズに対応するよう努めることで、KPI の達成に寄与します。

## 幼児教育センター管理運営事業

事業内容	<p>本市の乳幼児の健全な育成を目指し、幼児教育・保育の充実推進及び子育て支援等に資することを目的とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育・保育全般に関する調査・研究事業</li> <li>・教職員や保育者等の研修事業</li> <li>・子育て相談・子育て支援事業</li> </ul>
事業目的	<p>幼児教育・保育に係る関係者が幼児教育・保育に対する理解や専門性を高めるとともに、乳幼児を子育て中の保護者等が、安心して子育てに取り組めるよう支援します。</p>
主なできごと	
第3期策定以降の情勢の変化等	<p>国においては、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和5年4月に施行され、さらに、令和5年6月には、少子化対策を推進するため、「こども未来戦略方針」が閣議決定され、「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」ことが基本理念として掲げられました。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」の実施、平成 30 年度から「幼稚園教育要領」等改訂3法令の施行、令和元年度から「幼児教育・保育の無償化」の実施、令和 5 年度から「こども基本法」の施行など、取り巻く環境の急激な変化に伴い、幼児教育・保育の質の向上を図ること、子育て支援に関して正しい情報を周知していくこと等が求められています。</li> <li>●「幼稚園教育要領」等3法令の改訂では、幼児期から高等学校教育を見通して、子どもの「生きる力」となる資質・能力をじっくりと育てていくことが明確にされました。また、保育所・認定こども園・幼稚園は幼児教育を担う施設としてさらなる保育の質の向上が求められています。このことに加えて、様々な特性をもつ子どもに対応していくために、特別支援教育の充実、インクルーシブ教育*の推進を図っていくことが必要です。そのため、幼児教育センターにおいては、社会情勢の変化や本市の現状や課題に応じて研修体制を見直しながら、幼児教育関係者への充実した研修を継続していくことが求められています。</li> <li>●子どもを産み、育てることに対する価値観・考え方の多様化や、ソーシャルメディア(SNS)等による情報の氾濫など、子どもを取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。さらには、近年の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動制限・生活様式の変化による、乳幼児の生育や発達に及ぼしている影響が懸</li> </ul>

	<p>念されています。このような中で、乳幼児の保護者だけでなく子育て関係者に対して、望ましい情報やニーズに応じた情報を提供するなど、地域全体で子育てを支えていく必要があります。</p> <p>●幼児教育や子育て支援に関して、国や県などの動向を注視しながら本市の実情に応じた情報を様々な方法で周知していく必要があります。幼児教育センターでは、研究機関と共に本市の課題に沿った調査・研究を継続し、さらに充実させていくことが求められています。</p>
<p>今後の対応方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育・保育全般に関する調査・研究を担う施設として、関係機関と連携し、調査・研究を行うとともに、幼児教育・保育施設及び小学校へ研究結果の情報を発信します。</li> <li>・幼児教育・保育に関する研修拠点として、研修内容や実施方法等の検討を行うとともに、「西九州させば広域都市圏」の連携事業として、関係自治体の保育者等を対象とした研修会等を開催します。</li> <li>・関係機関と連携し、「保幼小連携接続カリキュラム」の有効活用や必要な見直し等を通じ、全市的に保幼小連携を推進します。</li> <li>・特別支援教育に関する研修会等の実施や特別支援学校、まどか教室、子ども発達センター等の関係機関との連携を通して、特別支援教育等を担う保育士や幼稚園教諭等の資質向上を図ります。</li> <li>・遊びの広場を通して、乳幼児とその保護者のニーズを把握しながら、必要に応じて内容を見直し、子育て支援の充実を図ります。</li> </ul>
<p>関連する各種プラン等</p>	<p>第2期新させばっ子未来プラン 西九州させば広域都市圏ビジョン</p>
<p>施策の KPI との関連性</p>	<p>幼児教育・保育に対する理解や専門性を高める研修体制を整え、幼児教育・保育の質の向上を図り、幼児教育・保育に係る関係者等の確保に繋げることで、必要な供給量を確保し、KPI の達成に寄与します。</p>